

- 一六、農業計畫書並勞力月別分配表の作成、農家經營簿、農業日誌記入等の督勵。
- 一七、次三男以下の家業を繼承せざる青年の進路に關し、移植民の斡旋その他の指導。
- 一八、失業青年に對する職業紹介。
- 一九、郷土の社會、經濟に關する研究調査、特に町村役場の委託による産業統計表の作成。

二〇、結婚、葬儀その他一般儀禮に關する生活改善の申合せ並實行の徹底。

二一、禁酒、禁煙等青年純潔運動の高調。

二二、前二項に關する女子青年團との連絡。

二三、實業補習學校、青年訓練所の就學、入所、出席獎勵及連絡互助。

二四、都市に於ける非常防護施設の完備。

二五、出動軍人の家族慰問、勞力援助、出動軍人に對する通信、慰問袋、新聞雜誌、讀物の寄贈、戦死者遺族の救護弔問、一錢義金の應募。

二六、青年團員の無自覺なる政治運動への參加防止。

(三) 將來の農村青年團 將來の青年團としては、將來少年團の發達と、衆議院議員選舉權年齢の遞下とあるべきにより、青年の組織に關し、如何に限界を定めて少年團及青年團の發達を圖るべきかが問題である。之は自然輿論の歸するところに依つて決せらるべきこと、思ふが、私は農村に於ては、茲に述べたやうに少年團は部落毎に

尋常小學校兒童三年以上より高等の學校兒童及び中等學校の生徒を以て組織し、青年團は其の高小學校卒業後滿二十五歳までのものを正團員とし、之を分ちて二部とする。即ち高等小學校卒業より滿二十歳に至るまでの者を訓練部、二十歳以上二十五歳までの者を實行部とし、幹部には三十歳までは就職し得ること、しては如何かと思ふ。而して訓練部の青年は國民公民としての訓練を主とし、實行部の青年は農村に於ける奉仕事業及風紀生活、産業娛樂等の改善の第一線に立ち、訓練部の青年を率ゐて卒先實行の任に當らしめるやうにてしは如何かと思ふ。尙これ等の實行に就ては、部落單位即ち支部にて行ふべきことが多いこと、思ふが、これまで青年團が行つてゐる通り、村青年團の年中行事及支部青年團の年中行事を計畫樹立しおき、之に依つて計畫的に實行せしむべきことは勿論である。

將來の青年教育案

幹部	農事研究会	以上30まで	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6歳
		青年學校	1	2	1	3	2	1	2	1	6	5	4	3	2	1年	研究科	高等科	中等科	高等科	尋常科	
實行部	青年團	訓練部	後期	前期	團	少年團	後期	前期	團	少年團	後期	前期	團	少年團	後期	前期	團	少年團	後期	前期	團	少年團

備考

- 一、青年學校の研究科は滿十九歳以上の人々には制限をおかざること。
- 二、農事研究会は、研究に熱心なる青年學校卒業生にて組織し、青年團の中堅となつて活動せしめること。
- 三、少年團前期は小學校尋常科の兒童後期は小學校高等科の兒童にて組織し之に中等學校生徒を参加せしめること。
- 四、青年訓練部は青年學校の生徒、實行部にてはこれ以上二十五歳までの青年を以て組織すること。

三 農村の女子青年團

(一) 我が國の女子青年團 女子青年團は、もとは青年會に對して處女會とのみ稱されて居たものである。それがまた青年會の發達に伴つて發達し、大正四年九月の文部内務兩大臣の訓令ありてより、青年會は青年團と稱するやうになつたけれども女子の方は處女會の名稱を用ひ、其の後青年團も實業補習教育の振興と相俟つて秩序的に發達し、處女會も亦之に伴つて進展し、大正十三年大日本聯合青年團の組織せられるや、次で處女會中央會が設けられるやうになつた。かくて大正十五年十一月十一日に、内務文部兩大臣の女子青年團體の振興に關する訓令、社會局長官文部次官の通牒があつて、爾來處女會は其の名稱を改めて女子青年團と稱するもの多くなり、遂に昭和二年四月二十九日を以て、大日本聯合女子青年團の設立を見、宣言書を發せられたが、右の訓令と併せて次に之を示さう。

女子青年團體振興に關する訓令(大正十五年十一月十一日内務省、文部省)

輓近女子青年團體の設置漸く全國に治く實績亦見るべきものなきにあらずと雖一層其の普及を促進すると共に其の適順する所を明かにして堅實なる發達を遂げしむるの要愈切なるものあり

惟ふに女子青年團體は青年女子の修養機關たり、其の本旨とする所は聖訓に本づ

三 農村の女子青年團

き青年女子をして其の人格を高め健全なる國民たるの資質を養ひ女子の本分を完うせしむるにあり、之が指導誘掖に關する方途固より一にして足らずと雖特に左の事項に就ては深く意を用ひむことを要す

- 一、忠孝の本義を體し婦徳の涵養に努むること
 - 一、實生活に適切なる智能を研磨し勤儉質實の風を興すこと
 - 一、體育を重んじ健康の増進を期すること
 - 一、情操を陶冶し趣味の向上を圖ること
 - 一、公共的精神を養ひ社會の福祉に寄與すること
- 今や内外の情勢は女子青年團體の振興を促して止まざるものあり、局に當る者克く古來の美風に稽へ日進の大勢を察し督勵指導其の宜しきを制し女子青年團體の目的を達成するに於て遺憾なからむことを期すべし

女子青年團體に關する件依命通牒(大正十五年十一月十一日社會局長官、文部次官)

今般女子青年團體に關し内務文部兩大臣より訓令ありたる處右は女子青年團體の本旨を明かにすると共に其の普及を促進し既設の團體に對しては益々健全なる發達を遂げしむる趣旨に有之其の指導誘掖に就ては地方の實情に考へ特に左記事項御留意の上適當の御措置相成度此段通牒す

記

一、團體の設置

女子青年團體は土地の情況を參酌し市町村、小學校通學區域等を單位として之を設置し必要に應じ支部を設け又は聯合會を組織すること
工場、商店等に對しても女子青年團體の設置を獎勵すること

一、團體員の年齢

女子青年團體は概ね義務教育終了より結婚に至る迄又は年齢二十五歳に至る迄の青年女子を以て組織するを常例とすること

一、團體の指導者

女子青年團體の指導には學校長市町村長其の他學識徳望ある者の中に就き適當と認めたる者をして之に當らしめ殊に學校職員篤志の婦人等をして協力せしむること

一、團體の施設

女子青年團體の施設は土地の情況團體員の年齢、境遇等を參酌し特に左の諸點に留意すること

- (一) 家事職業に關する智徳を涵養すると共に公共生活に必須なる素養を與へ特に實業補習學校の就學を獎勵し其の徹底を期すること
- (二) 學校圖書館其の他の教育施設及婦人會等の團體と連繫を密接にすること
- (三) 適切なる講演會講習會、娛樂會等を開催すると共に讀物の選擇に關し適切なる

指導を與ふること

(四)體操、競技等は、特に女子に適切なるものを選定すると共に保健衛生、思想の涵養に努むること

(五)地方の良風美俗の維持發達を圖ると共に生活の改善を期すること

一、團體の維持

女子青年團體に要する經費は成るべく會費、團體員の勸勞等に依る收入等を以て之を支辨すること

一、退會者との聯絡

結婚等に依り退會したる者と雖引續き團體との連繫を持続せしむると共に其の援助を盡さしむること

大日本聯合女子青年團創立宣言書

春正に關にして、天地の間物みな生きんとする好季に際し、殊に昭和の聖代最初の天長節を迎へまつる今日の佳き日に於て、茲に大日本聯合女子青年團創立の次第を廣く天下に發表するを得ます事は、私共關係者一同の衷心より喜びとする所であります。顧みれば本團の前身たる處女會中央部の設立せられましたのは、大正七年の此の頃でありました。爾來約十年、時代の趨勢は次第に女子青年團體の發育を促しまして、全國都鄙到る所に之が設立を見、何れも相當の働を爲し好成績を擧げつゝあ

ります。特に大正十四年畏くも 皇室より全國男女青年團體に對し御内帑金御下賜の光榮を荷ひましてから、女子青年團體振興の氣運は頓に進みました。最近の調査に據れば全國に於ける是等團體の數は一萬三千有餘に上り、團員の數は實に百二十萬に垂んとするに至りまして、其の組織並に内容も次第に整備し、府縣聯合團の組織する向も年と共に増加し、其の聯合團體は更に相互の連絡提携を圖る爲に、全國的聯盟の成立を希望しつゝあるといふ情勢を呈しております。又一面から見ますと、文化の健全なる發達を促す爲には、修養ある女性の力に俟たなければならぬといふ考が、一般に動いて來たのであります。隨つて女子青年團體も徒に從來の因襲を墨守してはゐられなくなり、日に進み月に新なる此の時勢に程よく順應することの出來るやう、其の内容を大に改善しなければならぬのであります。されば處女會中央部を解體して新興の機運に適應し得るやうな中央機關として、新に全國の聯合女子青年團體を組織しようといふ議が有識者間に起りました事は、洵に當然の事と謂ふべきであります。ここに於て内務、文部兩省に於ても客年十一月十一日女子青年團體の振興普及に關する訓令を發布して同團體の本旨を明かにし、其の準據すべき事項を示して地方當事者の奮勵努力を期待せられたのであります。本團設立の議が纏まりましたのは畢竟右の趨勢に應ぜんが爲でありまして、先般其の創立に着手致しました時、此の旨を地方當事者に語りましたところ幸に何れの地方よりも續々と賛同の好意を寄せられ、内務、文部兩省も此の企を後援せられ、其の結果忽ちにして

左記二十二團體の加盟を得ましたので、茲に愈々めでたく本團の成立を見るに至つたのであります。

本團は道府縣に於ける女子青年聯合團體を以て其の加盟の單位と致します。從つて他の府縣に於ても速に聯合團體を組織して之に加盟し、全國女子青年團體相互の連絡提携を圖り、其の進歩發達を期する事を以て使命とするのであります。其の期待する所は畢竟するに克く聖代の治に副ひ奉つて、女性本來の資質を向上せんが爲に至純の情操、確乎たる志操、清明なる理性を養ひ、其の天分を完うせしめんとするに外ならないのであります。されば徒に輕佻の弊に陥つて、新奇を衍ひ、或は舊習に泥んで退嬰を事とするが如きことは、共に本團の採らざる所でありませぬ。かの漫りに形式の末に趨り、修養の本質を忘るゝが如きことは固より深く誠めなければならませぬ。本團は實に昭和新时代的の聖らかなる光を浴びて全國女子青年團體を更新すべき一大使命を帯びて生れ出たのであります。私共一同は希望に充ち満ちたる洋々春の海の如き本團の前途を考へまして、洵に喜びに堪へないのであります。而も將來時勢の進運に順ひ應ずるやう、程よく經營を爲し施設を進むべき責任の重大なることに想ひ及びますれば、今後の覺悟と努力とは實に並大抵ではないと心私かに考へてゐるのであります。克く此の使命を果して國家の隆昌社會の福祉に寄與する方途に就きましては、本團の特質として一に之を聯盟の各團體及び關係者全體の協力一致と奮勵努力とに俟たなければならませぬ。斯の如くして本團が將來益々健全に發達して設立の使命を完うすることは、私共關係者一同の切望して已まない所であります。

茲に聊か本團設立の經過、趣旨並に其の將來に期する所を公にして創立の宣言とする次第であります。

昭和二年四月二十九日
大日本聯合女子青年團

爾來女子青年團は、全國一様に發展し、今や全國に普及し、團體數一萬四千を超え、團員數また百十萬を超ゆるの狀況である。文部省の社會教育局の調査に依りて、其の狀況を左に示さう。

女子青年團體數等調

(昭和六年四月末日現在)

道府縣	團體數				團長種別		正團員數	正團員數			
	總數	聯合團體	市	町	村	其他		團員	團員外	二十歲以上	二十歲未滿
北海道	九七三	一八	二	四三	一七	一三	三、五五	一、〇一	三、四四	二、〇六	三才一結婚
青森	一、七六	九	三	三三	一	五	三、二四	一、七一	二、〇六	二、〇六	一四一〇
岩手	三、〇九	一五	七	二六	一	九	三、八四	九、八七	一九、九五	一九、九五	三、一五
宮城	二、七	一	三	四	一	三	二、六四	三、九五	二、四七	二、四七	三、一五

三 農村の女子青年團

秋田	二五七	二〇	一	四九	一九七	二五八	九、〇六	二六、九二	三二、一五
山形	二六三	二四	二	二六	二二二	三、一三三	七、六二	二二、五九	三二、一五
福島	四六〇	三	六	四三	三九、七〇	八、六九	八、六九	三、〇一八	三二、一五
茨城	四〇五	六	一	四	三九、四一	七、八二	七、八二	二六、五八	三二、一五
栃木	三三二	二	三	四	二、七〇七	五、八三九	二、七〇七	一五、八六八	三二、一五
群馬	三二六	二	〇	四	三、八九五	二、一六七	二、一六七	二六、四六六	三二、一五
埼玉	三八八	一	二	三	三、五三三	八、一三	八、一三	二五、四〇〇	三二、一五
千葉	三六八	一	一	三	四、〇九三	一〇、五五八	一〇、五五八	三二、四九八	三二、一五
東京	三九三	一	三	三	三、五四三	八、五七一	八、五七一	一五、八四五	三二、一五
神奈川	二六〇	二	三	三	二、四一六	二、四一六	二、四一六	二五、七五三	三二、一五
新潟	三〇〇	二	二	三	四、〇六四	一四、七二一	一四、七二一	二五、七五三	三二、一五
富山	三二二	二	二	三	二、六九二	六、八九四	六、八九四	七、五九五	三二、一五
石川	三三二	二	二	三	二、六九二	五、六九五	五、六九五	三、九七九	三二、一五
福井	二〇四	二	二	三	一、四七三	二、六五八	二、六五八	一三、八二四	三二、一五
山梨	二二六	二	二	三	二、四四〇	一〇、〇八八	一〇、〇八八	二五、七三三	三二、一五
長野	三三四	二	二	三	三、九三三	二、七三三	二、七三三	二五、七三三	三二、一五
岐阜	三六九	二	二	三	四、九三三	二、七三三	二、七三三	二五、七三三	三二、一五
静岡	三五〇	二	二	三	三、九三三	二、七三三	二、七三三	二五、七三三	三二、一五

愛知	三三三	二	二	三	二、七三三	二、七三三	二、七三三	二五、七三三	三二、一五
三重	二四〇	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
滋賀	二二七	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
京都	三三三	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
大阪	三〇二	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
兵庫	四四六	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
奈良	二七一	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
和歌山	二七五	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
鳥取	二〇三	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
島根	三〇五	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
岡山	四二二	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
広島	五二二	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
山口	二六五	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
徳島	一七〇	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
香川	二〇三	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
愛媛	三二六	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
高知	二〇四	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五
福岡	四六六	二	二	三	二、九三三	二、九三三	二、九三三	二五、七三三	三二、一五

佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖繩	總計
一六三	三〇〇	三七八	二八五	二八三	一五五	六四	一四、二三三
二〇	二	三	二	二	一	八	六九
五	二	一	八	四	一	二	八五
二	二〇	四	七	三	三	四	一、九二〇、四八
二五	一四	三三	二四	六	二〇	五〇	八五
一	四	一	一	一	一	一	八五
一	九	九	二	三	四	六	二、五〇二、五七〇
一六三	二五	三六	二七	七	一〇八	五	一、六〇〇、四三六
一九、〇八一	三、二五五	三、四五六	二九、五八四	一四、九三九	五三、二二五	二〇、一八九	四九四、七六四
六、三六〇	五、九八八	一〇、八〇三	一〇、〇七〇	四、三九四	二一、二一六	五、九六六	一、二五、六四
三、六八一	二六、三六七	三、六五五	一九、五二四	二〇、五三五	四一、〇九九	一四、一九三	一、二五、六四
三一〇	三一五	尋卒一五	一四一五	一四一三	尋卒一結婚	一四一五	一

(二) 將來の農村女子青年團 非常時日本に際しては、農村に於ける女子青年團員の覺悟は、農村の男子青年團員と大體は同様と思ふが、昨年十一月の女子青年團大會に於て、女子青年團員の採るべき道に付、討議の上左の決議をされた。尙將來の農村の女子青年團に就ては、男子青年團が支部、班等を設けて體驗的に修養する方法をとるに従ひ、女子青年團も亦同様に進展し行くかと思はれるも、先づ大體は今日の組織にて進み、婦人會の發達に従ひ、提携し行く事が多くなること、思ふ。

決議

(昭和七年十一月二十二日)

現下我が國情は未曾有の危局に直面せる非常に重大なる時期であります。私達女子青年は其の本分に顧み我が建國の大義に則り、日本精神の擴充を基調として、家庭生活の充實を圖り、家事家政の運用を合理化し、以て女性の天職を完らし、更に教育經濟及産業の發達に努力すべきは勿論、國際關係に對する認識を正しくし、且左記事項の徹底に努むるを肝要と信じます。

記

一、精神修養

- (一) 國體觀念を明徴にし、國民たるの本分を盡すこと。
- (二) 女性の天分を自覺し、其の使命を完うすること。
- (三) 質實勸儉の美風を興し、艱難を克服する氣魄を養ふこと。

二、家庭生活

- (一) 若き女性の純情を發揮し、健全なる家庭生活を営むこと。
- (二) 健康を増進し、勤勞を愛好すること。
- (三) 家事經濟の合理化を圖ること。

三、産業生活

- (一) 産業的知識を増進すること。
- (二) 副業の研究を行ひ、之が發達を圖ること。
- (三) 産業的技能を修練すること。

三 農村の女子青年團

四、公共生活

- (一) 公共心を養ひ社會奉仕に努むること。
- (二) 社會連帶の意識を闡明にし、相互扶助の實を擧ぐることに努むること。
- (三) 公民教育の徹底に努むること。

五、女子青年團生活

- (一) 團員たる年齢に在るものを總て網羅すること。
- (二) 協力一致の氣風を旺んならしむること。
- (三) 團體的訓練を充實すること。
- (四) 研究工夫の精神を涵養すること。

(以上)

第十一章 農村の成人教育

一 成人教育の發展

(一) 歐米の成人教育 成人教育は英國のアダルト、エジュケーション Adult Education を譯したもので、又大人教育とも譯してゐる。この教育は英國に於て、一八四二年シエヒイルドの僧侶が民衆大學を建てたのに始まり、一八五四年モーネスといふ人が、ロンドンに労働大學を作つたが今に繼續し、獨立の校舍もあり、今日は學生も各方面より集るやうになり、第一歴史・經濟。第二英文學。第三古典文學。第四近代語・西班牙語。第五法律。第六數學。第七自然科學。第八美學・音學・能辯術。第九特殊部の九科に分れてゐる。

この英國の成人教育は、大戰後改造大臣が大に力を入れ、委員會を設けて調査し、學校卒業後の成人に對して教育の機會を與ふることを、社會永遠の爲に最も緊切であると認めて、斯教育に大に力を致されたのであるが、實際には労働者に對する教育と

して現れてゐる。而して此の教育に對しては、政府は勿論、公共團體、大學、宗教團體、労働組合、其他の公共的團體、資本家、篤志家が總べてこの運動に参加してゐる。

是等の團體中に労働者教育協會なるものがあるが、此の協會には三千餘の團體が參與し、事業としては労働者に對する長期講習、短期講習、講演會等を催してゐる。

長期講習は、労働者中の優秀な者を集め、各大學にて催してゐる。一回二時間一箇年二十四回、普通冬季三年に亘りて通俗的に大學教育を興へてた。クラスは一級三十二人、其の學科は法律、經濟、文學、歴史等である。而してこの長期講習は學科の選定、講師の選擇を自治的に行ひ、其の教授は一時間は講義、一時間は講議に對する教授と生徒との間に於てする質問應答の研究である。

短期講習は、期間一年で、其の講義は普通一回二時間で二十回乃至二十四回で終了することにしてゐる。大學で行ふこともあるも、多くは地方教育官憲が經營する成人教育であつて、二教師の下に一季間繼續的に學ぶことが、其の一般性質である。尙地方團體、學會、協會等にて催される大學擴張講演會、夏季學校等がある。

獨逸にては、大戰前には成人教育運動なかりしが、新獨逸の生るるや、新憲法第四百

十八條に、國民教育の機關特に國民高等學校は、獨逸聯邦を構成する國及公共團體にて獎勵するを要すと規定し、一九一九年文部省より成人教育に關する訓令あり、その要點は一、公立とすること。二、民衆大學は種々の社會の人々の協力によること。三、講師は大學及専門學校教授より任命し、講義は討議の形式をとること。四、聽講者の年齢は十歳以上にして月謝を徴收すること。五、圖書館と連絡をとること。六、寄宿舎に關すること。七、學科目は人氣に投ずる要なし、終了までに論文をかかしむること等である。プロイセンでは文部省内に成人教育課を設け、ベルリン市には數十の國民高等學校あり、盛んに通俗大學教育を行つてゐることである。其の方法は一年を三學期に分ち、一週一回で一時間乃至一時間半講義して討議し、一級を三十名とし、二百餘の學級あり、今日はこの教育各地に擴つてゐることである。

米國に於ては、一八八五年頃から、英國諸大學に於ける、大學擴張運動の影響を受けて、諸所の大學等に於て斯事業に着手するものもあつたが、尙それ程盛んといふことが出来なかつた。然るに世界大戰の際多數の壯丁を戰場に送る際検査の結果、尙全國的には教育の普及を欠き、特に移住民の子孫の大部分が、目に一丁字なく、且つ英語

を解し得ざるものなることが立證された。茲に於てこれ等の者及諸他國よりの移住者に對しては、少くとも英語教授を強制することの必要が叫ばれ、米化事業の諸種の運動を見るに至つた。加之大戰後の改造的思潮は、一般人の知能の向上を要求すること強く、單に學校教育を以て充分なりとせる從來の傾向に反し、茲に教育普及の標語の下に、大學擴張事業の發展となり、勞働者教育の進歩となりて現はるゝに至つた。

大學擴張とは、正規の學校に學籍を有する人々の如く、教育を受くることの出來ぬものに、大學を開放し、又は或種の利用の方法、即ち大學の職員、圖書館、實驗室及その他の附屬建築物を、一般に開放して多數の人々、並に社會に利用せしめんとすること、即ち大學擴張は、大學へ行くことの出來ない人々に、大學を持つて行きてやる計畫である。即ち老幼を問はず多數のものに、職業上の知識を増し、見聞を廣め、新しい義務に適應せしめ、時代の最善の思想と親しましめんとするものである。

以上の大學擴張の外、農工専門學校の擴張事業、師範學校の擴張事業がある。前者は家庭及農場の指導、少年子女の俱樂部事業の指導等が主であり、後者は通俗教授、擴

張クラス、講演觀覽的施設による教育等が、その主なるものである。

以上の外、圖書館、學校、公會堂、俱樂部、工場等を利用して講習、講演等を催ふしてることとは云ふまでもない。

要するに米國に於ける成人教育は、他の各國に於けると同様に、近年急速の進展を遂げ、益々盛大になりつゝある。

(三) 我が國の成人教育

(1) 成人教育講座 文部省は大正八年以來、全國各地に於ける大學及直轄學校に委嘱して、社會教育公開講演並に講習會を開催し、専ら我が國民の思想善導に力を致し、公民教育の徹底を期し、又科學及産業知識の普及、生活の改善、趣味の向上に努めた。斯種施設が地方の教化啓蒙に、裨益せるところ尠くなかつた。

然しながら講演講習會は、期間近くして、聽講者の年齢、學力、經驗概ね不統一なる爲、講師及聽講者共に意を盡さざるの憾があつたので、文部省は、從來の斯種施設をして、稍統制ある組織となし、現に學校教育を受け得ざる一般成人にして、且實務に従事せるもの、中より、熱心なる希望者を集めて聽講者とし、之に一定の學科を長期間に亘

りて系統的に教授し、主として實際生活に必要な知識及技能を附與し、廣く教育の機會均等を講ずることとされた。これが即ち文部省主催成人教育講座の濫觴、大正十二年度大阪市に於て開設せるを以て魁とし、大正十三年度には、大阪市、神戸市、横濱市、名古屋市、福岡市及吳市の六ヶ所に於て開き、大正十四年度には、先づ東京に於て、成人教育に關する講習會を開催して、道府縣の選授による講習員を集め、各専門家に囑して、成人教育に關する理論と方法とにつきて講じ、更に大阪市、熊本市、岡山市、濱松市、新潟市、盛岡市及小樽市の七市に於て、各特色ある講座を開設した。

大正十五年度には、文部省の豫算に成人教育施設費が計上されたので、斯施設の全國的擴張をはかり、大學並に直轄學校、又は府縣に依囑して成人教育講座を開いた。而して講座科目の内容に就ては、思想問題、道徳並に公民科、科學、産業、家事、體育並に衛生、趣味、娛樂等、各般の事項に亘り、個人として將た國民として必須なる教養を授くるを主眼とし、時間數は各科目に就き凡そ二十時間前後を當て、尤も一科目を數人に分轄してゐるものもある。科目數は二、三科目を限度としてゐる。男子は二十歳、女史は十八歳以上の一般成人に對し、毎週二回乃至三回、夜間又は日曜日等職業の餘暇を利用せし

むるやうに注意し、講師としては、大學、高等専門學校の教授、官公吏、其の他人格高潔、學識經驗に富む篤行家等を以てし、成人の聽講生と親炙して教授の徹底に力め、尙其の教授は成るべく實際生活に即して抽象に流れざるを旨とし、質疑應答を盛んにし、又實地指導をなす等、理解を容易ならしむるやうにした。

昭和四年度よりは從來の實施の結果に鑑み、講習會式の講座より輔導學級式の方に依るやうにして、三十人程度にせられんとしたるも、斯程施設の少きため、聽講希望者多數なるにより、多きは數百名に上る現狀である。たゞ同年より實施したる實施したる勞務者教育に關する講座丈は、年々東京、大阪を初めとし、勞務者の密集地、八個所位を選び、一組の生徒は三十人を限り、輔導學級式によつて實施してゐるが、其の成績良好で、この講座の卒業生を中心として、勞務者教育協會の組織を見てゐる。

同五年よりは、更に「母の講座」を設けられ、婦人の修養並に子女の教養等を中心として、家庭教育並に家庭生活に必須なる科目を選んで實生活に適切なる講座を、兩女高師、大學、府縣等に依囑して開設してゐる。而して大學を始め、直轄學校並各府縣とも、概ね關係者の熱心なる考究と斡旋とにより、地方の要求に吻合せる適當なる講座を開き、

且官公私各種の團體よく之に協力使益を與へたる結果概ね堅實なる効果を擧げ、今や開設會場一六〇、聽講者四萬、終了者三萬に達せんとする盛況に進み、本施設に對する世人一般の要望も益々、普からんとするの狀況となつた。
尙開施二三の狀況を示して、其の内容を窺ふこととする。

直轄學校委囑文部省主催成人教育講座

會場	期日、曜、時間	講座科目	講師名	回数	時間	間聽講者修了者
小樽高等商業學校	自九月十四日 至十一月十四日 毎週火、木、金 午後七時 至午後九時	修身及公民科(社會學講話) 農業恐慌論 現時に於ける金融經濟の諸問題 中小商工業者の會計(理論と實地指導)	小樽高商教授 中野清一 同 南亮三郎 同 大野純一 同 糸魚川祐三郎	一	八〇	六〇六
水戸高等學校	自十一月十七日 至十二月十二日 毎週二回 火、金 午後六時より九時まで	(一)修身及公民科 國と云ふもの 吾國議會政治の話 (二)國民的趣味に關する事項 歌謠の味はひ	水戸高校教授 市野澤寅雄 同 吉野惺 同 中村巳喜夫	二	二〇	(一五) (八)

年末、年首 三週間休講	(三)科學的智識普及に關する事項 人生と動物 常識科學十講 水の働き	同 菊池一 同 佐藤瑞穂 同 野村正雄	三 二 二	三〇 二〇 二〇	三三〇 二〇〇 二〇〇
----------------	---	---------------------------	-------------	----------------	-------------------

府縣依囑文部省主催成人教育講座

會場	期日、曜、時間	講座科目	講師名	回数	時間	間聽講者修了者
	十一月六日(金) 後七時半より九時半	修身公民科 青年期の修養	新潟縣書記官 新松枝角二	一	二〇	三三三
	十一月十三日 り十二月一日 (金、火) 自後十時半至八時半 自後八時半至十時	同上	公立實業學校教諭 高野正治	四	七	二六〇
	十一月十日より 十一月二十日 (火、金) 自後六時半至八時半 自後七時至八時半	同上 經濟概論と現時の經濟事情	六十九銀行專務取 近藤勘治郎	三	五、五	二六〇

同上	同上	同上	同上	同上	同上
十二月四日より 十二月十八日 午後七時至八時 午後八時半至十時	十二月八日(火) 十二月十五日(火) 十二月二十二日(火) 十二月二十九日(火)	十二月八日(火) 十二月十五日(火) 十二月二十二日(火) 十二月二十九日(火)	十二月八日(火) 十二月十五日(火) 十二月二十二日(火) 十二月二十九日(火)	十二月八日(火) 十二月十五日(火) 十二月二十二日(火) 十二月二十九日(火)	十二月八日(火) 十二月十五日(火) 十二月二十二日(火) 十二月二十九日(火)
通信事業概論	實際的社會教育	一般工業科 航空機・汽車、汽船の進歩	同上	同上	同上
長岡郵便局長 宮本吉夫	師範學校長 田鶴濱次吉	長岡高工教授 白倉鏡次郎	同 中村亮三	同助教授 内田宗義	步兵少佐 長谷部理淑
三	二	三	三	二	二
四、五	三	四、五	四、三	三	三
二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇
二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇

文部省主催東京市勞務輔導學校

岡山市第六高等學校	岡山市岡山縣教育會館	同	同	同	同
自十一月九日 至十一月十三日(金) 十時間	自十一月十六日 至十一月二十日(金) 十時間	自十一月廿四日 至十一月廿八日(土) 十時間	自十二月一日 至十二月五日(土) 十時間	自十二月七日 至十二月十一日(金) 十時間	自十二月十四日 至十二月十八日(金) 十時間
科 學 科	修身及公民科	家庭教育科	修身及公民科	普通學科	同上
第六高等學校教授 山岡望	同 野田淨曜	所 數勞働科學研究 桐原葆見	岡 山醫科大學學生 千輪清海	元 岡縣師範學校 教諭 山卯三郎	鐵道省技師 淺間逸雄
五	五	五	五	五	二
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三
一六	一六	一六	一六	一六	二六〇
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二五〇

學級名	開設地	期日、曜、時間	講義科目	講師名	回数	回数時間	生徒修了者數
芝罘學級 Aクラス (日本成人教育協會主催)	慶應義塾 大學内	自五月十二日 至七月七日 毎週火、金曜 日午後六時 至八時半	産業問題 社會保險 職長の任 務 労働心理 發明、發見 研究改良 適材指導 健康増進 工場操 労働問題 工場音楽 研究會 見學旅行 修學旅行	向井鹿松 園乾治 佐藤寛次 淡路圓次郎 關口八重吉 水野常吉 三橋義雄 藤本光清 磯村英一 小出浩平 伊豆下田港 芝浦製作所、 事務所、新報 社、豊多摩刑	三 二 二 二 二 二 一 一 一 一 一 一	三 二 二 二 二 二 一 一 一 一 一 一	六 四 四 四 四 四 三 三 三 三 三 三
労働者問題 經濟記事の 読み方				吉田茂 小汀利得	二 二	二 二	二 二

文部主催母の講座

會場	期日、曜、時間	講座科目	講師名	回数	回数時間	生徒修了者
本所學級 本所區江 内東小學校	自九月廿一日 至十一月廿 四日 毎週火、木曜 日午後六時 至九時半	労働法 哲學 適材指導 大東京の建 設 ルンペン の 話 健康増進 音樂指導 體育指導 見學旅行 修學旅行	孫田秀春 小林澄兄 水野常吉 谷川昇 草間八十雄 藤本光清 井上將英 泉田小三郎 日々新聞 水處分 根地場	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	四 八 八 四 四 二 二 二 二 二 二 二

會場	期日、曜、時間	講座科目	講師名	回数	回数時間	生徒修了者
東京女子高等 師範學校	自十一月十三日 至十一月十七日 (火曜、木曜) 一回三時間	我が子の徳性教育 我が子の思想教育 我が子の科學教育 我が子の趣味教育	下田次郎 倉橋惣三 堀七藏 菅原教造	四 四 四 五	四 四 四 三	二〇五 二六三 一〇〇 三〇

計	九州帝國大學 醫學部	自二月二十七日起至三月七日止 毎週三回、火、土、日 毎三時至四時 自後一時至同四時 合計十一日三十三時間	母性 自然科學 小兒保護の實際的對策	九州帝國大學 平光吾一	二	二	一六・五	一五	三
			同 箕田 貢		二	二	一六・五	一五	三

(2) 其の他の成人教育 成人教育講座の外、成人の教育として行れてるものには普通のものに講習會、講演會、協議會等がある。

これ等は、官廳、學校、學會、産業團體等の主催にかかるものが多く、農家に對する農業講習會講話會を除いては、多くは學校の休暇の時に行はれてる。學校教員に對するものが多かつたが、近年はこれ等の外、一般民衆を對象としての講習會も催されるやうになつてゐる。

二 農村の成人教育

(一) 農村の成人教育講座 文部省主催の成人教育講座は、大學教育及専門教育の擴張運動であつて欲しいと思ふが、此の運動は農村にまで及ぼすことは困難であるから、農村に於ては農村として出来る方法を以て成人教育講座を開くやうに致したい。農村に於ては農村小學校又は農業補習學校が農村文化の中心となつてゐるのであるから、やはり學校が中心となつて成人教育講座をして貰はねばならぬことと思ふ。是も將來は農村にも社會教育擔當主任者を置くやうになり、その主任者が中心となつて計畫されることと思ふが、併しそれが實現されるまでは尙餘程年月を要することと思ふので、それまでは實業補習學校の専任教員をして、村の社會教育主事の如き考にて活動せしむるやうに致したいと思ふ。専任教員のないところでは、小學校長が村社會教育主事の如き考にて、社會教育委員を動かして、村社會教育諸般に關する計畫を立てて、村社會教育各部の活動を促すやうにして貰ひたいと思ふ。

講座を開設するとしても、第一に問題となるのは、講座科目と講師のことと思ふが、講師には必ずしも有名な人を迎へざるもよいことと思ふ。講座は其の農村の適切なる時を選び、毎年同一の時期に講座を開くやうにする。それまでに、講師となる人

に研究して貰ふ。例へば村長又は助役には町村の自治に關すること、収入役には町村の財政に關すること、軍事に就ては在郷軍人分會長、衛生問題に就ては學校醫、公民教育、思想問題、社會問題、家庭教育、生活改善等の問題に就ては、小學校及補習學校の職員及宗教家等もあり、實業に關すること、科學知識に關すること等に就ては兩校の職員及村農會の技術員が居り、亦近村にも適當な人も居るのであるから、村に於て開く講座の科目を早く選擇し、その題目をそれ／＼の方面又は趣味ある人に依頼しおき、早くより之を研究して貰ひ、なるべく實例を採りて話し、理科の如き實驗あるものは實驗をして示しながら面白く話すやうにして貰へば、相當の効果を收め得られることと思ふ。

これまでは、兎角講演には肩書のある講師を聘するの風があつて、村に居る人の話などは之を輕んずる風があつたが、地方に居る人は其の地方の實情に就てよく知つてゐるのであるから、これ等の人々が研究して話すことになれば、却つて有益であると思ふから、農村自身の成人教育講座を計畫して開會するやうにして欲しい。もつとも豫算の都合さへよければ中心となる講師を招聘し、之に村内の講師を加ふること

は良い方法と思ふ。村内の人々のみで開會するときは、初めは人の集りも少いかも知れぬが、根氣よく開會して居れば、次第に村民より認められ、相當の効果を收め得られるやうになることと信ずる。

(二) 講習會講演會　これは精神修養方面なり、又は産業經濟方面なり、實生活方面なりの或る事項に就き、講習なれば二日なり三日なり一週間位、稍深く系統的に又は實際的に行ふものである。講演會は是等の方面の問題に就き、多くはその時に必要な事項、農事講演會の如きは多くこれである、若くは知らすべき事項、滿洲事變、國際問題、農村更生問題等の如き類に就いて、一、二時間乃至數時間講演して、聽講者を啓發するといふ施設である。

講師には、講習事項又は講演事項を、村の事情を申して注文して頼みおくがよい。特に鶏の去勢、接木、竹細工、屑繭整理、漬物、割烹、染色、洗濯等、技術の練習をなす如き技術を主とした講習は、其の技術に熟達した人を求めるやうにするがよい。

講習は年々一定の時期に開會するやうにするがよい。これが年々町村の定まつた行事となる時は、聽講せんとするものは、豫め其の時を都合しおくやうになつて一

層有效となると思ふ。

講演會の如きも、毎月一日、十五日とか農村の定休日たる毎月の或る日を選んで催すやうにすることが、又よいことかと思ふ。

この講習會を催ふすにしても、また講演會を開くにしても、社會教育委員會に於て各團體のこれ等事業を連絡統整することが大切である。此等の事業は、すべて其の農村の開発を目的としてゐるのであるから、互に協力して之を出来る丈有効にする必要があるのである。従來はこれが統整がないために、同一時期に之を開會し、自己の屬する團體のためにのみ力を致し、甲の講演會は聽講者が多いけれども乙の場合には少數であると云ふ如き弊があつたのである。今日は次第に減じてゐるのであるけれど、未だ統整されてゐるといふまでになつて居ないところが多く、講習會、講演會の振展しない一原因は確にここに存ると信するのであるから、此の點に對しては特に注意を望む次第である。

(三) 座談會と懇談會 座談會は、今日流行してゐる一つであるが、之は或る問題例へば農村の更生といふ問題に就て座談會を開くとなれば、研究家、經驗家、關係者等を

一堂に會し、其の經驗談等を聞いて、互の參考に供し、又は當局の方針を定める基礎の參考とするために行つてゐる。

懇談會は、ある事項につき、自己の誠意を披瀝し、又他人の隔意なき意見も聽き、協議の上最善と信ずることを實行に移さんとするが如き場合に行ふものである。右の如き趣旨による會合なれば、此の場合單に自己一人の主張を堅くとして譲らざるが如きは、懇談會の意味を没却するもの故、よくその邊を注意しないと、却て破壊になる。

(四) 戸主會(自治會、斯民會) 町村自治の發達改良に寄與せんが爲、日露戰役後、内務省に於て地方改良運動を催ふされてより、各町村に獎勵された施設の會である。町村自治の振興に關係ある事項に就き具體的に協議して、申合事項を定め、之を實行して町村の改發を期せんとしてゐる。例へば時間勵行の申合せ、冠婚葬祭の改善の申合せ、貯金の申合せ、納稅組合を作つての申合の如き類で、其の申合せたる事項は互に實行して地方の改發に寄與せんとしてゐる。

この自治會の支會の如きものが、部落に發達したものが部落實行組合である。今日は町村の改發は、この實行組合を單位として、農村の更生を圖り農村の振興を期さ

ねばならぬといふまでになつてゐる。

三 農村婦人の教育

(一) 家庭教育と婦人 從來一般家庭に於ては、家庭教育には甚だ無關心で、何でも彼でも一切學校任せといふものが多かつた。それは大なる誤りで、大切な子女を學校任せなどと考へて居るは決してよい事ではない。最も教科目に關しての知識方面は、學校教育にて或る程度までは其の目的を達することが出來やうが、其の道德方面及躰の點に至つては家庭教育に依ること大である。まして幼兒時代は全く家庭に在つては家庭教育のみを受けて居り、この時代の教育は知識の點よりいつても、躰の點よりいつても、人としての根底を培はれるのであるから、其の人の一生にとつては極めて大切な時代であつて、此の時代に於ける家庭教育はまた忽にすることは出來ぬ次第である。即ち言葉にしても、食事や他人に對する應對を初めとし種々の作法に關することにしてもまた神佛を尊崇し祖先を祀ることにしても、知らぬ間に家庭生活の間に養はれ、又父母や祖父母が桃太郎の話をしたり、猿蟹合戦の物語りを

聞かせたりしてゐる間に、我々日本人たる勇武、義侠、因果應報と云ふが如き道德的觀念をも植ゑつけられるのである。若し此の時に不道德のことや猥りな事等を知らしめたならば、その影響は如何であるか、嘗にそのものをあやまるのみならず、我が國民の良風美俗をも破ることにさへなると思ふから、家庭教育の良否は、其の國民の品位の如何にも關係し、國運の消長にも關係するところ大なるものあると信するのである。

然るに家庭生活に於て家庭の中心をなすものはなんと云つても婦人であつて、幼兒の保育指導に當るものは、母である。故に母の力には偉大なるものがあり、婦人の修養の如何に大切であるかを想思することが出來やう。昔の例を擧げるまでもないが、孟子を亞聖たらしめたのは母である。リンカーンをして奴隸解放を行はしめたのも母の教訓の賜であり、小楠公をして忠義を盡さしめ、父の遺訓を實行せしめたのも母の力である。今日の家庭は精神的方面の指導に於て、特に注意を拂はねばならぬ。左傾思想などは家庭に生まれぬものとか、家庭教育に無頓着なものとか、又は家庭をはなれて父母の溫容に接しない様なものとかに働きかけられて、遂にその感

化を受ける様になるものが多いやうに聞いて居る。されば家庭教育の振興は、今日の時代にとり最も大切な一つであつて、婦人の教養の如何に重要であるか知るに足ると思ふ。尙今日の母たるものは、相當の修養あるを要する。子女が學校にて學んだ事について質問した場合等に、適當の回答を與へ得られぬ様な事があると、父母を輕んずる様になる。父母を輕んずるが如きは家庭教育の價値を減殺すること甚しい。父母は威嚴で子女を従はしめるが如きは不可である。慈愛を以て敬慕せしめ、修養を以て信賴せしめるやうにせねばならぬ。

又母のヒステリーのなるは、子女の教育についての効果は殆んど無いと云つてもよい。此の種婦人は機嫌のよい時は、子女が悪るいことをしても叱りもせず、自己の不機嫌の時は、善い事をしてても叱責するやうな次第であるから、母の言葉には信が置けなくなる。斯る婦人は自己の疾病を自覺し、努めて子女に對して公平な判斷を下す様に注意せねば、その子女を損ふやうになつてしまふ。

尙子女が小學校、中等學校へ入學した後は、時々學校へ訪問して共々之が教育に努力する様にするがよい。學校は又悦んで之を迎へ、また時々父兄會や母の會を催し

て家庭との連絡を圖り、尙進んでは家庭教育振興の方法を講じて欲しい。

(二) 農村生活の改善 我々の家庭や社會に於ける生活に就ては、第一章中、農村生活の變遷第三章中、農村不振の近因第六章中、農村生活改善の教育のところ、に於ても述べてあるが、道德、經濟衛生等の點から見て、改善を要する事項が甚だ尠くないのである。これは畢竟多年因襲の惰性に由るもので、殊に近來思想の荒廢民心の弛緩も、亦與つて大に力あること、信ずる。故に此の際我々國民は第一に之を覺醒して、その生活振りを一層緊張せしめるやうにせねばならぬ。即ち衣食住、社交等の上、に於ける一切の無駄を省き、虚飾を去つて其の生活様式を改め、一層合理的のものたらしめることである。而して之に依つて國民に生活の安定を得させ、その活動能率を増進して、我が國運の進展に寄與することは、實に國家の一大急務と信ずる。併しなから此等幾多の弊習を打破し、生活の様式を一變することは、頗る重大問題で、慎重なる研究調査の上になければならず、又調査研究の結果實行を可とするに至つた事項でも之れが決行には、種々の困難が伴つて、仲々容易なことではないから、之が決行には一大決心と非常なる努力とを要することと思ふが、これまた婦人の力に俟つこと

が多いことと信ずる。その具體的事項は、衣・食・住・社交・衛生等に關することであるが、これ等の事項の改善に關しては、前既に詳述したることなれば、ここに更めて序述することをしてないから、之を参照せられたい。

(三) 婦人の農事講習會 農村婦人の力で、土地を購入して土地所有者になつたと云ふ實例は、前既に之を述べた。斯くの如く婦人の力は偉大であるから、農村婦人に對しては、矢張男子と同様に、農業に關する講習を行ふことが必要である。

婦人の農事講習科目としては、種々ありと思ふが、先づ第一に適當なものは、蔬菜栽培及其の利用かと思ふ。蔬菜は日常必要のものであり、且つ宅地等に栽培して、隨時食膳に供するものであり、新鮮なる蔬菜は、榮養上にも大なる關係あるものなれば、食物の調理にあたる婦人が手入れをするは、最も好都合であり、自然の作業である。されば食して美味に、且つ滋養の價値ある蔬菜等に就き、其の栽培法を講習すると共に、之が貯蔵料理に關することを講習することが適切であると思ふ。

又養蠶・養鶏・養兔・養豚・牛馬の飼育等に就ても、婦人は家庭に在つて、之に當る場合が多いのであるから、講習して相當の知識技能を有せしめることが必要である。特に

日本人は動物を虐待する癖があり、家畜に對しても往々此の癖があるから、農家婦人たるものには、よく之に親しみ愛撫するやうに致さしめたい。

尙宅地利用の講習、農産加工及製造に關する講習も婦人に適切なことが多いやうに思ふ。

且つ我が國の農家は小農で、婦人も夫を助けて其の家業全般に亘つて働くのが普通であるから、其の他の農事上に就ても、大事と思はれる事項に就ては、講習して婦人の理解を得ることが大切である。

滋賀縣甲賀郡宮村は、自力更生實現の模範村であるが、該村では農事の改良を圖るには、必ず農事に關する知識の修得につとめねばならぬのにも拘らず、動もすると、夫れが男子に限られ、婦人の無知を當然とするかの嫌ひあるを慨き、明治四十四年、三日間に亘る講習會を行つたが、成績がよかつたので、爾來年々或は講演會を或は講習會を開催して、婦人に農事知識を與へ、努めて之を實際に應用せんことを奨励したのである。本村の主婦が、農事改良の意味をよく理解し、その趣味をさへ感ずるに至りつゝあるのは、講習會の結果であらうと云ふことである。

同村にては、苗代の經營は、乳兒の保育と同様で、その成績は直に稻の生育、米の收穫に關係して來るのであるから、整地、播種、管理等一切に關する注意は、育兒に對してなす母の注意そのまゝの取扱を必要とする云ふ意味から、此の村が苗代管理を主婦の責任となすにも、誠に意味が深いわけである。主婦會はその責任をはたす爲に、苗代品評會を催して役員巡行審査をなして、等位に相當する賞與を與へることになつて居る。賞與にあづかる名譽もさることながら、劣等位に落ちる不名譽を恥ぢて、主婦は皆研究と改善とに、力めねばならなかつたのである。宮村苗代改良の進歩は、その原因を多分に之に認めねばならない。

尙本田の除草害虫驅除の如きも、女性に適することゝ云はねばならぬ、主婦會は毎年主婦の努力を之等の方面から、觀察調査して、その優良なるものには、支部一名づゝを表彰することになつて居る。

昭和三年御大禮を行はせられ、滋賀縣を悠紀地方と御勅定あらせられし際、悠紀田と定められた田圃ばかりでなく、滋賀縣全體に亘り、悠紀地方としての田圃淨化を行はねばならぬとして、八月二十日から一週間を、耕地愛護週間と定め、専ら田圃の淨化

を期することゝなつたが、此の期間に於ては、宮村は時恰も毎年雜草刈取をなし、その雜草を用ひて堆肥を製造する時期なるを以て、主婦會も各支部を激勵して、互に優秀成績をあげんと競ふたのである。時は盛夏、水は陽と沸く炎熱の中であるが、理解に富み、趣味を有する宮村の主婦達は、吾劣らすと之に参加したのである。村の端から端に至り、平地と云はず山邊と云はず、田圃の全部から雜草を抜きとり、抜き取つた雜草は堆高く積みかさねられたのである。斯くの如き成果を見たのは、村民全部が快哉を叫ばずには居られぬ光景であつたと云ふ。爾來此の成績は年々同様にあげられて居る。

眞に婦人も農事に對し、理解を持ち趣味を有するに至れば、宮村の婦人の様になり得ると信ずる。それには矢張その緒をほどいてやる必要がある。それには女子農業補習教育の發達もさることながら、婦人の農事講習によることが第一のことと考へる。

農事講習の指導者は、多くの費用を要する様では度々開催し兼ねるから、農業補習學校の教員、村の農業技術員などがよい。次ぎには隣村の技術員なども互に招聘す

るやうにしたならば、變つた人の話を聞くことになつてよいかとも考へる。篤志家精農家などは経験に富んで實際的であるから、此等の人は是非講師とすること。又時によつては、實地視察の講習も面白いことと思ふ。即ち農事試験場などの視察に際し、試験場の技師などに、特に講演をしてもらふ如き類である。

農事講習には併せて、時局の重大性をも知らしめるやうにするがよいと信ずる。今日の時局日本の立場等が明かになれば、婦人たりとも無關心で居ることは出来ない。農業の大切なるを知り、必ず努力することになると信ずる。

我が日本國は、幸ひに外國人の侵略にあつて、慘禍を蒙つた例が殆んどなく、日清日露の兩役共勝利を得てゐる故に、戦争でも始まれば、勝つことに決めて居る。之は最も我々として幸なことであるが、それと同時に、重大なる時局にあつても、割合に無關心のものも見える。之は甚だ憂ふべき事であると思ふ。

佛蘭西などは、世界大戰の場合眼前に自國は慘害を被つて居るから、老人でも子供でも又は婦人でも眞劍であつた。傷病兵の慰安、負傷兵の授産、兒童の保護等、婦人の當然勤むべき仕事は勿論、今日迄男子の仕事であつたものも、婦人が引き受けて完全

に仕事をなしとげ、出征男子をして後顧の憂無からしめたのである。農業方面についても、婦人は戦時中、農夫や日傭人の様に働いた。一九一四年の男子動員は、收穫時の最中であつたが、穀物や葡萄は收穫され、畑は耕され、播種せられて、畑の仕事は差支へなく進められた。生れ落ちてより、贅澤三昧に生活した婦人も、修道院で教育せられた婦人も、ピアノや帽子のことしか心を勞したことのない婦人も、一反國の危機に遭遇するや、一緒になつて野に出でて、鋤を執つたといふことである。

ロアール州モランヌでは、十四才の一少女は、母を失つて居つたが、今又残つて居た父の出征に會ふや、その三人の弟妹を扶養して行くばかりではなく、又父の大農園を引き受けて、しかも總ての仕事を極めて能率的に處理した。

こんな例は澤山あるが、いま一つ擧げて見やう。それは三人の兄弟が招集せられ、姉妹二人きりとなり、しかも二五〇〇アールの農園を耕作しつゞけ、合せて二十五頭の牝牛、及五頭の馬を飼養して、土地の人々の大利益をもたらしたと云ふ二少女の話である。

此の如き事は佛國のあらゆる部分に於て同一であつた。而して此は佛國農夫の

祖先傳來の土地に對する熱烈な愛情と愛國心にも由來したものと思ふ。

今日我が國の時局は、内にしては經濟上の壓迫あり、外にして滿洲問題を中心とする國際問題ありて、實に非常時である。婦人にも、我が現在の國情を充分知らしめて奮起せしめる必要がある。現在我が農村婦人も相當緊張しては居るが、農事講習と併せて時局闡明につとめ、一層婦人の自覺と奮闘とを期する様にした。

(四) 婦人會 婦人の力は、以上述べたやうに、家庭の方面にも、社會の改善にも、農事上の開發にも偉大な力あるもので、之を大にしては人類の福祉國運の隆替にも關し、之を小にしては一家生活の安定となり、各個人の幸福を増進することになるのであるから、婦人の修養を高め、其の自覺を喚起して、其の力を發揮せしめ、以て如上の福利を齎らさしむるやうにせねばならぬ。之がためには女子教育を盛んにするの要もあるが、併し女子教育は普及し向上したりとしても、個人の力にては諸般の因習の改善をなすことは、種々の障害を生じて實行の困難を常とするにより、女子教育の振興を圖ると共に他面には、婦人をして團體を組織せしめ、團體の力により協力して諸般の改善に當らしむるの要がある。これが婦人をして社會的に其の實を挙げしめる

所以の道と信するのである。

我が國の婦人會は、小學教育の發達するに従つて、小學校にて家庭との連絡をとるために父兄會、母姉會、母の會などを催したるに初まり、日露戰役後地方改良運動ありてより、戸主會(自治會)、斯民會とも云ふの設立を獎勵され、此の獎勵と共に婦人會も設置される所あるに至り、その後次第に發達し、地方に依つては餘程普及して居たところもあつたが、全國的に見ては未だ設立されて居ない町村も多かつたのであるが、昭和五年十二月二十三日文部省より左記の家庭教育振興の件の訓令と通牒とを發せられ、家庭教育指導の中心機關として婦人會の設置及活動を獎勵され、尙同日を以て大日本聯合婦人會が組織され、地方と提携して其の發達に力を致されたので、爾來著しき發達を見るに至つた。次に訓令並其の狀況を示すことにする。

家庭教育振興に關する件

(文部省訓令十八號
昭和五年十二月二十三日)

國運の隆替風教の振否は固より學校教育並社會教育に負ふ所大なりと雖之が根帯をなすものは實に家庭教育たり蓋し家庭は心身育成人格涵養の苗圃にして其の風尚は直ちに子女の性行を支配す維新以來教育益々興り文運彌々隆なるを致せり

と雖今日動もすれば放縱に流れ詭激に傾かんとする風あるは家庭教育の不振之が重要原因をなすものにして國民の深く省慮すべき所なり顧るに往時我が國民は概ね家風の顯揚を旨として庭訓を敷き家庭は實に修養の道場たるの觀を呈せり然るに學校教育の勃興と共に世上一般教育を以て學校に一任し家庭は其の責に與らざるが如き情勢を馴致せり現時に於て屢々忌むべき事相を見る洵に故なきにあらざるなり此の時に方り我が邦固有の美風を振起して家庭教育の本義を發揚し更に文化の進運に適應して家庭生活の改善を圖るは實に教化を醇厚にする所以なるのみならず又實に國運の伸張するの要訣たるを疑はず

家庭教育は固より父母共に其の責に任すべきものなりと雖特に婦人の責任重大なるものあり従つて斯教育の振興は先づ婦人團體の奮勵を促し之を通じて一般婦人の自覺を喚起するを主眼とす之が實際的施設に關しては別に示す所あるべきも地方長官は右の趣旨を體し今後一層斯教育の振興を圖り各種教育施設と相俟ち我が國民教育を大成するに於て萬遺憾なきを期すべし

家庭教育振興に關する件依命通牒

(文部次官
各地方長官宛)

今般家庭教育振興に關し文部大臣より訓令ありたるところ右は家庭教育の本旨を明かにすると共に其の普及充實を圖るの趣旨に有之之が策勵方に就ては教育教化に關係ある諸機關並諸團體特に婦人團體の活動を促す要あり其の實際施設に至

りては地方の實情に稽へ左記事項御留意の上適切なる御措置相成度此段依命通牒す

記

- 一、教育機關の活動に就ては學校に於ける保護者會、父兄會、母姉會並同窓會等を中心として家庭教育の指導に關し夫々適切なる具體的方法を講ぜしむること
- 二、社會教化に關係ある諸團體をして家庭教育振興に關する施設を講ぜしむること
- 三、婦人團體の普及を獎勵し之をして家庭教育指導の中心機關たらしむること尙婦人團體の設置及活動に關しては左の事項御留意相成度

(一) 婦人團體の設置

婦人團體(母の會、婦人會、主婦會、母姉會並同窓會)等は土地の情況を參酌し市町村又は部落を單位とし若は學校を中心として之を設置し必要に應じ聯合を組織すること

(二) 團體の事業

- イ、婦人の智徳を涵養すると共に公共生活に必須なる教養を與ふること
- ロ、家庭に於ける子女の看護教養等に就て實際の指導を施すこと
- ハ、家庭生活の改善趣味の向上を期すると共に良風美俗の維持發達を圖ること
- ニ、教育教化並社會事業等に關係ある諸機關と密接なる連繫を保ち家庭教育の振興に努むること

三 農村婦人の教育

全國婦人團體概況表

(昭和七年度文部社會教育局調査)

道府縣	團體數		會員數		豫算	
	昭和七年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和六年度
北海道	二八〇	二四五	六五,九八五	四〇,三七三	六,三四四	五,〇二四
青森	四	四三	五,三三三	五,一三三	三,一三二	五,一三三
岩手	八	三	一九,〇一九	一六,三六〇	二,八七七	一,九六九
宮城	六	三	三,三五六	二,八六七	一,七八七	四,九九〇
秋田	一四	一七	二七,六〇〇	二二,七六三	四四,〇五五	七,三二六
山形	八	六	二五,七一九	一八,三七七	一三,〇四九	四,九九六
福島	三〇	一〇六	二七,七三三	三三,一七〇	一八,八四〇	四,〇三三
茨城	三	二	七,二一九	一〇,〇四六	三	六七
栃木	一〇〇	一〇一	五三,六四四	三三,四四五	四二,二四四	一四,一〇五
群馬	七	四	三,二四四	二〇,九二二	二二,二五四	一三,四二六
埼玉	一四	三	一一,四四七	四,九一〇	二,九三三	一,五六一
千葉	一四	九	三,八五九	二二,九一三	九,三四三	四,七三三
東京	六	七	七四,九三三	六〇,二〇三	一,四四六,三四八	一六五,二九八
神奈川	四	四	一九,七五七	一八,〇三一	一三,〇三三	四七,八三三

道府縣	團體數		會員數		豫算	
	昭和七年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和六年度
新潟	二六八	三〇一	六三,六八八	六三,一五六	六,四七九	三〇,六〇四
富山	二九	二六	九,七〇九	五,三〇七	七,三五四	七九,七八
石川	八	六	四七,一六八	四三,〇八二	五,四二二	三八,六四四
福井	七	五	二,四五五	一四,八〇二	一三,三三三	六,二〇三
山梨	三	四	一一,四三三	九,三二七	三,一九三	二,四三二
長野	二六	一五	九六,九三二	八三,六九六	六九,一五二	二四,四一四
岐阜	二二	一四	七九,八三三	四七,九五三	一七,三七三	九,四八三
静岡	一三	一四	五三,八五四	五三,六四四	一一,二九九	一〇,四七二
愛知	七	八	二四,一三七	九〇,五六八	六〇,七〇三	一八,七八〇
三重	一	一	七三,五二四	六五,三六八	三〇,三三八	一一,五七三
滋賀	一九	一七	九九,八五一	一〇五,二五六	四四,〇二二	二六,七八五
京都	一五	一三	九一,九〇六	九一,七九三	一七,七六四	六二,一八五
大阪	三〇	三三	九五,二二三	七三,八四〇	六三,六五三	一三八,七四八
兵庫	五〇	四三	二七八,〇一一	二〇四,四四七	一六五,一七九	八七,四四七
奈良	二	一	三〇,三四〇	三九,〇五〇	三二,一〇九	七,九四二
和歌山	一	一	二五,五八三	五六,三七九	三六,七七七	一四,八八〇
鳥取	一	一	五〇,二七四	九〇,四七六	三七,四七〇	一六,五二一
島根	一	一	九四,五九〇	九〇,四七六	三七,四七〇	一六,五二一
鳥島	一	一	九四,五九〇	九〇,四七六	三七,四七〇	一六,五二一

岡	廣	山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	沖	總
山	島	口	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	島	細	計
三六四	一八九	一八四	二〇九	二七	二四	一九	二九	二五	三九	二四	二八	二二	二四	二六	八七〇〇
三六五	四四	一七四	二〇九	七	二四	一九	二九	二五	三九	二四	二八	二二	二四	二六	七七一
一八、八四七	二四、四三〇	二二、一八七	三三、二七三	四三、四四五	八三、〇六〇	四六、二二〇	二七、九六六	八二、六九三	九三、一八八	二〇、九〇四	四三、一五六	三七、四九	一〇六、九一	二二、五五	三、〇八、四八
一六、二五〇	一四三、四五三	二七、一四	二、五八九	二七、六〇〇	六〇、九六	六〇、一三	八七、五九九	四八、七二五	六六、一六	九七、三三	二七、四七	五三、七六	一八、八五一	一六、二七	二、六八、九九
五、七六一	八七、五六五	二八、四八四	三、六五三	九、七六二	八二、四六七	四三、六七九	九一、七三〇	一三、八六六	九八、四九	二、三四三	三、三三	二〇、八二七	八六、七三	二、〇三	三、三六、五九〇
三、六六	三、九三九	一八、三〇七	一、七三六	九、九七〇	二五、九二六	三、二四	五、八七	九、六〇一	二〇、一八八	一三、八〇九	三、四四七	一三、一九七	二、五一六	四九〇	一、三三、八五五

(空欄箇所は報告乃至記入なきものとす)

農村の婦人會には女子青年團と合體し婦人會の婦人部、女子青年部又は處女部として居り、支部を設け、其の必要に應じて、婦人部と女子青年部とは、或は合し或は分れて事業を行つてゐるものがあるが、農村の狀況に依つては、この組織による方が可なりと云ふ。

第十二章 農村の對象的教育施設

一 圖書館

(一) 圖書館の發達 我が國の圖書館は、由來は甚だ古く、遠く奈良朝時代にある。即ち大寶令にある圖書寮は國立圖書館とも見らるべきものであり、九州大宰府には府庫、國學には國庫があつて學生の用に供したといふから、之は公立圖書館とも見らるべきものである。また私立圖書館の始めとも見るべきものには石上宅嗣(光仁の朝の人)の芸亭がある。芸亭では公衆のために其の書院を公開し、一面には講話を開催して人民の教化につとめられたとのことである。

かく圖書館の由來は古いものであるが、その後には名高いものには、和氣廣世の弘文院、菅原道眞の紅梅殿、頼長の文庫、鎌倉室町時代に入つては三善康信の名越文庫、武州金澤郷の金澤文庫、下野足利の足利學校、伊勢の神主荒木田氏の岡田文庫、一條兼長の桃華文庫などがあり、江戸時代に入つては徳川家康の建てた富士見亭文庫(家光の時

に紅葉山文庫と改稱)あり、藩學の盛んなるに従ひて文庫も設けられ、民間で公開した著名なものには、板坂卜齋の淺草文庫、伊勢神宮の神主度會氏の宮崎文庫などがあつた。兎に角以上の各圖書館は、多くの圖書を蒐集し、保存し、研究家に便益を與へたことは云ふまでもないことと思ふ。

明治維新後になりては、明治五年四月、文部省の博物局に書籍館を設け、翌六年には廣く群書を蒐集して普く公衆に閱覽を許すこととして八月一日始めて開館した。其の後幾多の變遷を経て明治二十四年に帝國圖書館となつた。また明治五年京都集書院が創立せられたが、これは公立圖書館の始めである。かくて明治十年十二月、文部大輔より公立圖書館の設置を要すの意見が發表され、同十五年二月文部省より圖書館に關しての訓示があり、之が設立を獎勵されてゐる。當時は僅に十七を算するに過ぎなかつたが、明治二十五年頃に至り圖書館協會の設けありて其の普及發達に資し、次て明治三十二年には三十八を算し、同年勅令を以て圖書館令の公布があり、道府縣郡市町村に於て圖書館を設立し得ることとし、尙私人にも許し、公私立學校にも附設することを得ることとした。これより圖書館は次第に發達し、明治三十七年

頃より巡廻文庫を始むるものありて、日露戰役の三十九年には百二十七館を算するやうになつた。

明治四十三年二月に文部省より圖書館設立に關する注意事項の訓令あり、更にその六月に、圖書館令施行規則の公布あり、翌四十四年には文部省は圖書館書籍標準目錄調査委員會を設けて、標準目錄を刊行し、爾來之を續行し、大正十年六月圖書館員養成所を設け、以て之が發達を期したるにより、年々普及發達し、今日に至りては圖書館數約四千五百藏書數約一千萬部、閱覽人員約二千六百萬人の多きを算するやうになつた。左に文部省社會教育局に於て調査したるものを示さう。

公立圖書館數調

(昭和七年四月一日現在)

道府縣	公立				私立	通計
	道府縣立	市立	町村立	組合立		
北海道	一一一	二四	三七	一	一二	一九
青森	—	—	三四	—	三七	二六
岩手	—	—	一八七	—	一八九	二六

道府縣	公立				私立	通計
	道府縣立	市立	町村立	組合立		
宮城	—	—	一一三	—	一一三	一一三
秋田	—	—	三五	—	三五	四二
山形	—	—	九三	—	九三	一一一
福島	—	—	三三	—	三五	八〇
茨城	—	—	四五	—	四六	七三
栃木	—	—	二五	—	二六	三〇
群馬	—	—	二七	—	二九	一七二
埼玉	—	—	七六	—	七七	二四〇
千葉	—	—	二二	—	二二	九四
東京	—	—	一一	—	一一	三一
神奈川	—	—	二二	—	二二	四〇
新潟	—	—	一一九	—	一二三	二二〇
富山	—	—	二二	—	二二	四八
石川	—	—	一三七	—	一三九	一六六
福井	—	—	一五	—	一六	二一
山梨	—	—	一三	—	一四	四四
長野	—	—	八四	—	八七	一三三
岐阜	—	—	二四	—	二五	六九

一圖書館

六三七

高	愛	香	德	山	廣	岡	島	鳥	和	奈	兵	大	京	滋	三	愛	靜
知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重	知	岡
一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	二	三	一	一	一	一	一	三	八	一	一	二	三	四
六	七	九	〇	〇	三	三	二	一	七	一	四	二	七	八	〇	七	五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	八	一	〇	〇	三	四	二	一	一	四	五	八	〇	三	一	六	八
三	九	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	九	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
七	一	九	一	一	三	六	八	二	五	五	一	四	八	九	二	一	九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	九	一	一	三	六	八	二	五	五	一	四	八	九	二	一	九

福	佐	長	熊	大	宮	鹿	沖
岡	賀	崎	本	分	崎	島	繩
一	一	一	二	一	三	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一
二	四	七	八	一	七	一	〇
三	七	九	一	七	七	〇	一
八	二	八	九	八	八	一	二
二	八	九	八	八	一	〇	二
八	二	八	九	八	一	〇	二
四	一	一	一	一	一	一	一
三	〇	二	二	九	七	〇	二
三	〇	二	二	九	七	〇	二
一	四	四	一	一	一	一	一
一	二	四	一	一	一	一	一
二	六	五	一	一	一	一	一
二	六	五	一	一	一	一	一
一	〇	五	九	五	九	二	一
二	六	一	九	五	九	二	一
四	四	六	九	四	四	四	四

(二) 農村と圖書館

農村は、書籍に乏しく、都市のやうに之に接する機會を得ることには無ク敷いから、農村には一層圖書館の必要がある。農村に圖書館があれば、上級學校がなくも、之に依り勉強して向上することも出来れば、また研究の便も得られるのである。殊に購入の餘裕のない人などには讀書の便宜を與へ、大部にして高價の本珍本等個人で容易に求め得られない様なものは、圖書館に備付けてあれば、閱覽者には多大の便益を與へる次第である。また農村の學校に附設してあれば、教員兒

童生徒等も利用容易で、學校では參考書も或る程度までは購入しなくても間に合ふことになり、一舉兩得ともならう。尙農村に於て圖書館の効果を擧げて見ると、

- 一、自己の希望することを調査し研究することが出來て、學識を増進すること。
- 二、書物に接することが多くなりて、常識を高むること。
- 三、農業書によりて深く廣く農業の研究をなすこと。
- 四、自己の力に應じたる書物を讀み、次第に讀書力を高むること。
- 五、讀書によりて慰安を得ること。
- 六、他人に迷惑を及ぼさぬやうに落付いて勉強する習慣を養ひ、尙公德心を涵養すること。

七、獨學で學問の出來ること。

八、讀書の指導により、思想の善導をなすこと。

圖書館と申すと、立派な建物でも要するやうに思はれるが農村ではそんな立派なものでもなくてもよい。圖書館といふよりは、文庫とか簡易圖書館と云ふやうなもので、殊に初めは教員室の片隅の戸棚一つでもよい。學校の教室のあいてるところで

もあれば之を利用すべきは勿論のことである。また便利がよければ、町村役場の一室、公會堂の類があれば之を利用してよい。初めは讀書趣味のある熱心な人の犠牲的盡力によらねばならぬことと思ふが、かくして兎に角圖書館を設けると、古雜誌が集り、書籍を寄贈する人も出來、遂には圖書館のための建物もなければならぬと云ふやうになるものである。

次に圖書館を設けて研究すべきは書物の種類である。抽象的に云へば、常識修養に關するもの、道德宗教に關するもの、職業に關するもの、娛樂的のもの、兒童讀物等に區別し、また學科別に考へることも出來やうが、實際問題としては、地方でも今日は現に圖書館なり文庫なりを經營してるところがあるから、之を參觀せられ、其の館に於ける經驗談を聞いて、購入する本の種類の方針を定むる參考とし、また文部省には標準圖書を調査したものがあつたり、また府縣立圖書館即ち中央圖書館は、其の府縣内の圖書館の設置發達に關しては、相談相手となることになつてゐるから、遠慮なく此の方にも相談された上、地方の事情を參酌して定められるやうにして欲しい。

私の考では、初めは金をかけず、何でも地方の有志より集め得られるものを集め

られたいと思ふ。次に購入するとなれば、第一は小學校兒童を書物に親しましめて讀書趣味を涵養するため、兒童の讀物を集めるやうにしたい。これと共に購入したいのは、補習學校及青年訓練所の生徒の研究に必要なもの、修養上、娛樂上讀ましむべきものである。かくして次に一般の人々の讀み物に及び、次第に學問的のもの、餘裕あるに従ひて、叢書、辭典の如き大部のもので、個人で容易に備へ悪いやうなものに及ぶやうにしたい。

かく備へ付けたらば、之が管理整理方法即ち圖書目錄の作り方、貸出し方法や、本の破損したものの修理方法や之を讀ましめる方法などに就いて研究しなければならぬ。之等のことも前と同様に、現に圖書館を設けてゐるところに就いて其の經驗を聞き、又中央圖書館たる縣立圖書館などの指導を仰ぐやうにして、出来る丈その實効を修むるやうに、熱心に攻究せねばならぬ。山形縣立圖書館で見たのであつたかと思ふが、雜誌を合本とするに、數冊に原紙表紙を附して之を綴るには、西洋釘の通らぬ位の長さのものを、表と裏とより打ち付けておいてゐたが、これ丈で十分であるとのことを見聞して、簡便でよい方法と感じたから、序に述べておく。

二 博物館等觀覽施設

(一) 我が國の博物館 民衆の知識を開發する設備の主要なるもの一つに博物館、動物園、植物園等がある。これ等の觀覽的施設は、實物や標本、模型等を直觀せしめて、知能を啓發するものである。

歐米諸國に於ては、大都市は云ふまでもなく、中小の都市に於ても、博物館の設備があつて、一知人の知識を開發してゐるが、我が國に於ては、この方面の備設が至つて發達して居ない。本邦人が普通の知識に乏しく、日常生活に關する書物に就いても、確實なる知識を有して居ない一因は、博物館の設備が不完全で、實物に依つて確實に知識を得る機會に缺けてゐるからである。特に我國の學生、生徒が、確實なる常識的知識に乏しいことは、此の種の設備の不完全なる爲めとも思はれる。

博物館はもと、貴重な美術品や珍奇な庶物を蒐集し、一定の場所に陳列して置いたのに起因してゐる。されば昔觀賞の目的であつたが、西洋に於ては、今日は主として研究の場所となり、分化して種々の博物館となつてゐる。我が國の博物館は、明治の初

年、政府が物産局假事務所をおき物産を蒐集したのに初まつてゐる。

今日は學校教育は西洋諸國に比し殆ど遜色なきまでに進んでるけれど、博物館に至つては、其の發達甚だ遅れ、其の差は實に著しいものであると云はれてゐる。試に其の博物館の種類を擧げて見やう。

(一) 歴史博物館 我が國の奈良、上野にある帝室博物館、宇治山田市の徵古館の如きもの。

(二) 美術博物館 我が國でも富豪の藏品などを陳列すれば立派なものが出來る保存を完全にして、一般公衆に示して教化に資するやうにしたい。

(三) 教育博物館 教育品を蒐集して陳列すると共に、亦諸般の書物を陳列して、公衆に觀覽せしめ、且つその使用をも許可するのである。然れば他の博物館よりも、一層教育的で、見方によつては、全然社會教育の爲めに設立せられたものと云ひ得られる。彼の東京科學博物館、廣島高等師範學校の教育博物館、山口縣の防長教育博物館、岡山市教育會の岡山風俗教室の如きは皆此の目的のもとに設立せられたものである。

(四) 工藝博物館、商業博物館 各府縣に在る商品陳列所を改善せば、此の博物館になり得られやうと云はれてゐる。

(五) 農業博物館 宇治山田市の農業館及今度出來た富民協會農業博物館はそれである。陳列品は器具、農業用機械、農産物等であるが、我が國は古來農を以て立國の基礎として居ながら、此の種の博物館の設けなきは遺憾である。

(六) 軍事博物館 九段の遊就館や海軍省の水交社などはそれに似たものであると思ふ。

(七) 交通博物館 東京に鐵道博物館といふものがあるが、これを完全したものである。

(八) その他 警察博物館、人類學博物館、博物學博物館、市民博物館などがある。

(二) 簡易博物館 博物館は、前節に於て述べた通り、實物、標本、模型などを陳列して觀覽せしめ、確實なる知識を得しむることが主眼であるから、すべての見聞の機會に乏しい農村に於ては、學校の標本掛圖等を利用し、又今日稱へられてゐる郷土館、或は郷土室の如きものを併せて設け、郷土をあらゆる方面から調査研究したものを見せる

様にし、兒童に愛郷の精神を涵養するは最も必要である。故に之等と共に陳列材料の蒐集、陳列の方法等に意を用ひ教育的に系統を立て説明を附して陳列し、以て之を一般に開放するやうにしたい。これが即ち簡易博物館なのである。前述のやうに一方に偏した専門的のものでなく、諸般に亘るやうにしてよろしい。

福井縣の小濱町の小濱小學校には、簡易博物館がある。初めは學科の標本模型、理化學機械や掛圖等を陳列し、大正四年御大禮記念として、二教室の境を取り去り廊下まで入れ、改造して一室とし、兩面戸棚を作りて陳列用とし、之に窓には白布を覆ひ窓に添えて列べ尙室内にも列べ、之に學校の標本機械等を列べ、更に町民にはかり、呉服屋は織物の種類、陶器店は陶器の種類及其の製作の順序、下駄屋は下駄の種類及製作順序といふやうに、各種類の商店より陳列せしめ、説明を附して之を教育的としたところ、他郷に出居る人々よりも寄贈あり、卒業生で海軍兵となり居るものなどは、海外に渡航すると、その出先にて産物等を求めて送り來る等のことあり、この室を中心として愛郷心を發露されてゐるやうになり、今日では立派な簡易博物館となり、小濱町の一名物となり、一ケ年の觀覽者數萬人に上つてるといふことである。かくの如

き設備をなすには、當初に千圓を投じたるのみで、維持に就ては、同校松見校長及職員の献身的努力によつてゐるとのことである。

何れの農村の學校でも、陳列する室さへにもあれば、學校の標本等を列べ、郷土の産物其他を蒐集することより始め、小濱村に於けるやうに工夫すれば次第に充實することが出來やうと思ふ。

尤も町村に於て理解し又は篤志家でも出金して不燃質物の建物でも建てて貰ふやうなことがあれば、町村内の民家に於て、保存してある歴史的遺品や美術品、其他の寶物の如きものでも預つて保管することが出来る。この點に就ては地方の富豪が少しく考へて欲しいと思ふのである。

(三) 學校園 其の他の觀覽施設では植物園とまでは行かなくとも、小學校の學校園や、農業實習地の見本園を利用して、植物園的に經營することに就て工夫して欲しい。小學校園に就ては、明治三十七年頃文部省より獎勵されたもので、一時は相當に力を用ひたものであるが、今日は獎勵の力の緩んだ爲めか、大正の初年頃より衰へたやうに思はれる。學校園の經營は種々の教育的價值あるものであるから、小學校で

は之に力を用ひられんことを希望する。

(四) 展覽會・品評會 展覽會を農村の行事として毎年行ふべきことに就ては既に述べておいたことであれば之は略する。

三 農村の趣味娛樂の施設

都會には料金さへ出せば、見るとか聞くとか、又は口腹の慾を充たすとか云ふ娛樂を求める方法は、割合に容易である。農漁村の様な所では、中々それが安價には求め得られない。故に農村民漁村民にも、矢張都會人同様に、何等かの方法で慰安を與ふる施設を講ずるやうに致したい。

藩により地方により、或は幕府直轄の地等によりて異つたものとは思ふが、徳川幕府時代には、關東方面の或地方では、毎年必ず秋季には、勸農祭と稱して、農村民があつまつて、指導者を聘し、二三十日も歌舞伎を演じて楽しみ、之を村芝居と云ひ、それが各町村で行はれるから、農閑期には他町村へ見物にも行き、自村人も見物に來てもらひ、親類同士は招待して御馳走を出すから、更に親密にもなり、それで一年中汗を流して

働いた慰安にもなつたものと云ふ。然るに、明治の二十年頃になつてからは、夜間までも演ずる爲め、風紀上よろしくないとか、芝居は俳優の鑑札が無くてはならぬとか云ふ事になり、目下は消滅してしまつた様である。併現在でも地方に依つては、鬘や芝居の衣裳などが残つて居り、青年團などの餘暇として歌舞伎の眞似などをするのを見ることがある。

風紀上の取締は必要であるが、農民の芝居は娛樂が主で金儲けではないから、寛大に見て農村民にも、娛樂の道を與へて置いたらばよかつたかと思ふ。

(一) 現今行はれてゐる農漁村民の娛樂 都會の娛樂は、芝居なり、活動寫眞なり、浪花節なり、皆それぞれの本職人に行はせて、見たり聽いたりするのであるが、農漁村の娛樂は、自己が演じ他人も演じ、相互に見たり見られたりするものが多い。

盆踊なども風紀上の事又教育上よりも之を非難したるため、明治三十年頃より、警察の取締がだん／＼喧しくなり、中々許さないやうになつたが、近年は農村娛樂の上から、風紀上のことに注意するやうにして、絶対に禁止するなど云ふ事はなくなつて再興してゐる例も少くない。

現在我が國に行はるゝ娛樂は、昭和五年五月文部省の調査せし所によれば、總數約百二十にして、その主なるものは、次ぎの如きものである。

- 一、物日、祭禮、節句
- 二、山遊、茸狩、栗拾ひ、花見、湯治、汐干狩、海水浴、遠足、遊覽、旅行
- 三、盆踊、舞踊、神樂、囃子、民謠
- 四、力持、拳競馬、綱引、凧揚、漁獵
- 五、煙火、流燈
- 六、芝居、操人形、萬歳、仁輪加、淨瑠璃、義太夫、浪花節、落語、講談、狂言、謠曲
- 七、講、修養會、戶主會、母の會、敬老會
- 八、圍碁、將棋、聯珠、トランプ、ビンボン、双六、カルタ、マーじゃん、撞球
- 九、尺八、琵琶、バイオリン、ハーモニカ、笛
- 一〇、生花、茶湯、書畫、骨董
- 一一、讀書、辯論
- 一二、運動會、運動競技

一三、活動寫眞、ラヂオ、蓄音機寫眞

右のやうに、今日農村(漁村を含む)以下用語之に準ずるに於て行はれてゐる娛樂は、その種類割合に多く、その中には諸種の都市的娛樂も含まれて居る。然しながらそれは決して一般の状態ではなく、殆ど都市附近に限られる現象にして、全国的に云へば、農村最大の娛樂は、尙祝祭日の行事、踊、唄、芝居、海山の遊び、遊覽、講等、設備熟練を要せず、もの日、農閑期等に比較的簡單に行はれるものゝみである。

(三) 農村娛樂と地方色

農村娛樂は氣候地勢、産業、交通等郷土の事情と最も密接なる關係がある。即ち河川湖沼、海濱等の地方に海水浴、汐干狩、競漕等が行はれ、山間地方に茸狩、栗拾ひ、山遊び、狩獵が行はれるが如き、或は冬季氷雪多き地方にスキー、スケート等のウィンタースポーツ及び諸種の室内遊戯が行はれるが如きである。

此の關係は殊に傳統的な郷土娛樂によく現はれて居る即ち農村に豊年踊、牛追唄、馬追唄、田植唄、雨乞踊、麥搗唄、萩摺唄、白挽唄、茶摘唄等あり、漁村に大漁節、磯節踊、捕鯨踊、鑛山地方に錢鑄節、海道地方に雲助唄がある如きである。

信仰も亦農村に於ては娛樂と重要な關係をもつて居る。

その代表的なものは、講であつて、講には登山講、觀音講、御詠歌講、大師講、伊勢講等種々あり、何れも信仰の集りであると共に、近隣親睦の機關たり、神社佛閣の參拜を機會とし、團體的遊覽をなすのをその特徴としてゐる。

その他修養會、戶主會、母の會等右の「講」とは全く異つた意味の各種の會合が近來盛になりつゝ、ある傾向は、農村文化の上から見て興味ある事象である。

(三) 郷土娛樂の變遷 いはゆる郷土娛樂が今や一般に衰退の途を辿りつゝある事實は、各地に於て、郷土娛樂の保存振興が計られつゝあることによつて想察することが出来る。併しながら元來娛樂に乏しい農村に於ては、歴史を有する郷土娛樂は、尙農村生活者にとつて、最も有力なる慰安である。

郷土娛樂の衰頽に對して、近代的な都市娛樂が次第に農村に擴大されんとする傾向がある。その傾向は特に都市の近傍に著しい。例へば運動競技は、農村にも行はれ、近代娛樂の中では比較的優勢なものであるが、野球、テニスの如きは特に都市近傍のものであつたが、今は地方に擴つてゐる。興行物、撞球等は同様殆ど市街部、或は都市近傍に限られてゐる程であるが、これも次第に地方の町に擴つてゐる。

即ち交通の便利な土地に於ては、次第に傳統的な娛樂が減び行くと共に、近代的な諸種の娛樂が之に代りつゝあるのである。かく娛樂に於ても、亦時代の總ての文化現象に於けると同様、時代變遷の世相をそのまゝに反映してゐる。

(四) 農村に於ける新しい娛樂

(1) 映畫 農村に於ける近代娛樂の先驅をなすものは、巡回活動寫眞にして、その發展は注目に値するものがある。特に近來官廳に於ける諸種の巡回映畫が益々組織化され、所謂映畫網を組織さるゝと共に、山間僻地にも巡回し、村民はこれ等近代娛樂に接することを得るに至り、その効果は教化の上から見ても、亦著しいものがある。尙これが普及を計る爲め、映畫聯盟が計畫せられてゐる。

(2) ラヂオと蓄音機 ラヂオは放送局が地方に増設されるに従ひ、地方に於てもよく聴取することが出来るやうになつたので、次第に普及してゐる。將來はラヂオの教育放送は益々發達することと思はれるにより、各學校には設備しなければならぬやうにまでなることと思はれるが、また娛樂となるべき音楽、浪花節、落語、講談、義太夫、漫談、小歌、民謡、劇等の外種々の講演及ニュースの放送があり、居ながらにして種々

の娛樂に接することが出来るのみならず種々の知識をも得て常識を高めることが出来るのであるから、農村に於ては將來は各小部落を單位として、公會堂(今日は地方により相當に普及し、公會堂又は集會所又は俱樂部といつてゐる)を設け、ここにラヂオを据付け、部落の人々はここに集つて、之を聽いて娛樂もとり、常識を高めるやうにし、時には其の講演を中心として座談會を開くなど、部落の生活を愉快ならしめるやうに致したい。

蓄音機は家庭内にて簡単に聽いて楽しむことが出来るので、次第に農村の家庭にも入りつつあるが、これも前述の部落公會堂に備付けておいて楽しむやうにしたい。

(五) 公衆體育 地方によつては公設運動場を設置して運動競技などに利用してゐるところもあるが、これは極めて少い。我が國の農村でも丁抹民が夕方から最寄りに集つて老若男女が盛んに體操を行つては合唱してゐるそうだが、そのやうに、前述の部落の公會堂のところに運動場を設けておいて、部落の人々が集つて行つたならばなど思はれる。又同志が集つてラヂオ體操を行ふも良いことと思ふ。

運動會も學校より社會的になる傾向を生じて來た。宮城縣の白石町では數年前

より、町體育會の主催で町民の運動會が催されてゐる。祖父・子孫の三代リレー競技とか、親子競技とか、兄弟競争とかの如き類まであり、民衆の娛樂となり、年々盛んとなり、此の如き催しが、次第に他地方に擴りつつあることは面白いことである。この外氷上り、スキー等の競技もある。

映畫、ラヂオ及公衆體育運動は、何れも農村の滅び行く娛樂に對し、新らしい娛樂の創造を意味するもので、農村振興上重要な意義と役割をもつてゐるが、特にそれ等の運動が、青年或は青年團等の手に依つて行はれつゝある事實こそ、落莫たる農村の將來に對し、期待すべきものあるを思はしめる。

(六) 運動的の娛樂 盆踊りの類を初めとし、從來よりある郷土舞踊の數はこれに屬することと思ふ。今日でも磯節・おけさ節・安來節・木曾節等は廣く流行してゐる。これ等には踊があり、安來節は本場の島根縣では唄の終りに拳を打つやうになつてゐる。彼の地方の人々は之に頗る興味を感じてゐるやうである。

拳には種々のものがある、これも弊を生ぜざる限りまた差支ないことと思ふ。而して前述の盆踊りの歌を始めとして里謠及民謠中の歌詞中には猥褻のものもあ

るから、歌詞をあらためて採用すればよいと思ふ。その他唄と舞踊とは諸方にあるらしい。何れも歌詞に修正を加へて、場處が何處であらうとも、又誰の前でも演じて差支へ無い様なものにした。

(七) 滑稽味ある娛樂 人は何時でも緊張のみして居られるものではない。随つて打ちくつろぐ場合もなくしてはならぬ、くつろぐとしてもダラシなしにすることではない。或る時落語家の云つたことがあつた。「私は皆様の肩のこりをとる、按摩のかほりをする者である。按摩は一人一人に手を下さねばならぬが、私のは何百人でも一度に肩のこりを除いて上げますから、私の按摩ほどやすいものはありません。」と云つたことがあつたが、たしかに笑ふと云ふ事は、からだのこりをとることになる。落語を聞くなどは滑稽味もあり無邪氣で、衛生上にもよいと思ふ。時にたゞ野卑の言葉を使用するなどは欠點かと感ずる。併し農村には左様な藝人も居らぬから、都會へ出た時聞くか、偶々田舎廻りの藝人でも來た時に聞く位のものであるが、聞くことさへ出来ればよい娛樂と思ふ。

狂言も滑稽味ある上品な娛樂である。家庭で父母兄弟が一所に演じても決して

差支へない娛樂と思ふ。之は落語など、異り、内容が滑稽で言葉ではない。あまり準備も要せず、場所もとらず、澤山の人も参加を必要としない。むしろ多人數の参加が出来ぬのが欠點かも知れぬ。参加出来ぬ人は見物人になればよい。これにも指導者が要るが、本を見ただけでもすれば出来ると思ふ。

(八) 武道精神を涵養するもの

(1) 剣道と柔道 之は精神の修養と、身體の鍛練と技術の修得が目的であるが、勇壯活潑でよい。今や各地方の青年團、中等學校などでは何れも課して居る。

右の外、水泳、乗馬、弓術などあるが、何れも男性的でよい。尤も右の各種については、女子も随分現在は練習するやうになつても居る。

(2) 武道大會 一町なり一村なり或は一郡一縣なりの如き、武道の關係者を一堂に會して、武道大會を開くのも愉快である。斯くして併せて禮讓を正しくし、廉恥を重んずるの精神を養ひたい。

(3) 劍武 劍舞詩吟は以前はよく行れたものであるが、此の頃世の柔弱に流れると共に衰へたやうであるから、之も農村の娛樂として獎勵したい。

(4) 角力 此の技は野見宿禰が始めたと云ふもので、我が國では昔から甚だ稱揚したものだ。聖武天皇の朝には朝廷の一儀式となり、相撲の節會の盛典が定められ、王侯貴紳に至るまで之に熱中した。武士が政治をするやうになつてから、同様に相撲は行はれたが、興行的になつたのは徳川時代のやうである。歴史は兎も角、之は日本の獨特の技術のやうであるから、益々振興したいと思ふ。何も農民は職業的のものになるのではないから、娛樂として相撲をとるがよい。之には裸ですること故、あまり準備は要るまいと思ふ。今日でも或地方では、青年の連中がよく之を行つてゐる。これも農漁村等の娛樂としては甚だよい。

(九) 文學的價值ある娛樂

(1) 發句 之は元祿時代に於ては芭蕉が有名であつたのは之に關係する人は知らぬ人はない。明治に至つては、子規が俳句と名付て呼んだ爲に、今は多く俳句とも云ふ。之は多人數集つて優劣を競ふなどは高尚で趣味の多いものである。農村の青年も成人も、天然の美を此の俳句にあらはす様にしたならば、三伏の暑さも、氷雪の嚴冬も一種の興味を以て生活することが出來やう。

この外川柳、ものは付等がある。これ等は時々農閑を利用して、大會でも開いて、優劣でも判定したならば、尙更面白いことと思ふ。

(2) 淨瑠璃 淨瑠璃は音樂として聞く方が知れぬが、又語るものは頗る愉快らしい。之が作者として一番名高いのは近松門左衛門である。淨瑠璃の内容は今更之を述べる必要も無いか知れぬが、忠孝節義を骨子として、歴史を種々に潤色したり、或はつくりかへたりしたもので、我々日本人の性格に適ふ様に出來て居ると思ふ。之は時代物で、當時世間の出來事を仕組んだものが、世話物である。その内容は多くは人情をとり入れ、強を挫き弱を援ける、暴を懲らし、善をすゝめるやうになつて居るから、道徳的にも採用してよい娛樂と信ずる。

文章は言葉以外は大體美文である。讀むだけでも面白い。朗かな聲を出して語るのを聞けば、尙愉快である。その中に含まれてゐる古事、古語等を調べて行つたならば、讀書力を高めることも出来る。尤も農村の子弟が文學者になるまで熱心にならぬもよろしいが、此等は農村の娛樂として相應しい。併し前にも述べた様に、映畫とか運動競技とか云ふ娛樂が流行して來た爲めに、現在では衰へて來た。今日淨瑠

璃や舊劇を見に行くものは、老人が多く、又は特に之に興味を有するもの、のみの様に見える。若いものにも文章の美を味はしめ、人情の機微をもうかゞはしめる様にしたならば、現今もてあましつゝある、悪思想なども、或る程度まで防止し得るのではないかと思ふ。

(3) 謠(謠曲) 謠は能樂をする時の歌詞であるが、能を行はないでも歌詞だけをうたふ。謠も文章は面白い。又之が作られた時代の文章の研究にもなる。内容は忠孝節義を主としてはあるが、神佛の信仰に關することも多い。一時甚だしく、衰頹した様であつたが今日は又相當行はれるやうに見える。併し今日はまだ、資産家や、有閑者の暇つぶしの様な觀もあるが、一般民衆の娛樂としても差支ないよいものと信ずる。

今日は能を行ふ場合は少く、單にうたふのみのものであるが、農村子弟などには職業的のものになるのではないから研究迄に至る必要はない。

(4) 琵琶歌 昔は平家物語を琵琶にあはせて歌つたものであるが、今日の琵琶歌は、薩摩琵琶、筑前琵琶などに別れて居る。日清戰役後頃には、城山、北白川宮の台灣入り、

歴史のものとしては、大塔宮の熊野落ち、川中島などが行はれ、日露戰役後には、橋大隊長、廣瀬中佐、常陸丸などは盛んにもてはやされた。此等の武勇談を材料としての琵琶歌と、浪花節の武士道鼓吹は日本人の性質によく適合したものであつた。

之は自分が歌ひ得ればよし、又聞いただけでもよい。一町村なり一部落なりに堪能のものがあつたら、時々慰安と、武士道鼓吹に歌つてもらつたらよいと思ふ。

尙その他に浪花節、ラヂオ放送で種々聞く様な音楽や、蓄音機に吹き込まれて居るやうなものも、農村の娛樂になる。要するに、農民が都市へ出ないでも享受し得る娛樂を多かしめることが大切である。

而して以上の淨瑠璃なり、琵琶歌なり聞く時に、如何に玲瓏たる美音で歌つても、語つても、意味がわからないでは、興味が甚だうすいから、公會堂にても會合するやうな場合には、その歌詞を謄寫にでもして、一度讀んで、も聞かせたり、難解語句には、注釋をしてやつて、大體その時行ふ題と内容を知らしめておくことがよいと思ふ。

(一〇) 美的情操の陶冶に資すべき娛樂 前述の文學的娛樂に於ても、美的情操は陶冶されると思ふが、之を外にして主なるものは、繪畫、彫刻等の美術はその重なる

ものであらうが、これ等は農村の娛樂としては容易でないから、次ぎのやうな農村的のものを奨揚すべきだと思ふ。

(1) 菊花栽培 菊花は我が皇室の御紋章である事は云ふまでもない。此の菊花は開花してから頗る長く保ちもし、香もよし、美しくもある。單に垣根などの側に植ゑただけでも咲くには咲く、それでも多少の美的觀念涵養にはなるが、更に栽培すれば優美なものが出來たり、開花後も保護を加ふれば、長く室内の裝飾にもなる。來客に快感もあたへる。又人をして栽培者の風雅も思はしめて奥床かしく感せしめる。

菊栽培には大輪仕立の方法と、懸崖作りとある。それはその人の好みによつて何れでもよいが、申すまでもなく、右の二方法に仕立つべき菊は、品種が同一でないから、何れに仕立つるかは、最初に定めてかからねばならぬ、而して、之を行ふには同好の士が無くては興味がうすいから、友人數名打ち集ひ、栽培組合でもつくつて、其の成績について相互に批評し、稱賛し、また注意しあふやうにしたならば尙面白いことと思はれる。

「今日になりて菊作らふと思ひけり。」であるから、春から、否な前年の秋から遺憾な

き準備が必要である。

(2) 插花(生花) 插花は活花ともいひ、之を華道とも云ふ。之に池の坊、遠州、古流などの流派がある。池の坊流は簡素崇高を本義とするから、あまり枝葉に屈曲などをせしめない。遠州流は婉曲華麗を主とし、古流はその中間のやうである。

此の娛樂は實に高尚で優美に感ずる。之も道具などに凝つてはならない。初めは孟宗の竹などを適當に切つたもので間に合ふ。よい道具などは其の技の上達した後のことである。これも數人同好の士を集めて習ふがよいと思ふ。又神社の祭典や、農家に儀式や、祝事のある時に挿し、又は學校の展覽會などの場合に、併せて生花會の催しでもなせば面白いことと思ふ。その外書や畫のやうなものも、高尚なる娛樂であるから、試みるもよい。今日でも四國の神社の祭りには、長い紙に書いたものを、參道の兩側に貼り出して示すやうにしてゐる。兎に角文字をよく書くことは、人柄までよいやうに感せられるから、上手になるやうに手習を奨勵したい。

(一) 娛樂に就いての注意 農家は暑い時も寒い時も、多くは外に出で汗にまみれ、風雨に曝され、塵埃を蒙り、比較的他の職業よりも勞働が激烈で多忙であるから

その勞苦を忘れる爲め、娛樂をとるがよいと信ずる故に、以上各種の名稱をあげて見たのであるが、何も此等全部を試みよと云ふのではない。たゞ此等のものは、農村の娛樂として採用してよいものであると信ずるが故にあげて見たのである。

兎角娛樂と云ふものは耽りやすいものである。我々は農家であり農民であると云ふことを忘れてはならぬ。従つて働くべき時に充分働いて、小閑を利用して娛樂をとるがよいと思ふ。即ち農業に努力せんが爲め、時に娛樂を要するので、娛樂を得んが爲めに、農業を行ふのではない。徒然草に、

「或者子を法師になして、學問して因果の理りを知り、説教などして世渡るたつきともせよ」と云ひければ、教のまゝに説教師にならむために、先づ馬に乗り習ひけり。輿・車持たぬ身の、導師に請せられん時、馬など迎へにおこせたらむに、桃尻にて落ちなむは、心憂かるべしと思ひけり。次に佛事の後、酒などすゝむることあらむに、法師の無下に能なきは、檀那すさまじく思ふべしとて、早歌と云ふことを習ひけり。二つの業境に入りなければ、愈々よくしたく覺えて、嗜みける程に、説經習ふべき暇なく年寄りけり。」とある如く、主客顛倒するやうなことがあつてはならぬ。

第十三章 中等農業教育の改善

一 從來の中等農業教育

(一) 中等農業教育の發達 我が中等農業教育に關する制度は、明治五年の學制より、農學校を以て中學校の一種として制定せられた。併し當時直ちに此の規程による農學校の設立は見なかつたが、同八年頃より一二の設置を見るに至つた。かくて文部省は明治十六年に農學校通則を規定され、第一種、第二種の農學校を設けることにし、第一種は専ら農業を操るものを養成し、第二種は主として農業を處理するものを養成する所と定められた。而して政府は公立の農業學校に每一校五町歩以内の官有地を無借地料にて使用することを許可し、又公立農學校の所有地にして實驗用に供するものは、每一校五町歩以内は其の地租及地方税を免すべきこととして獎勵したので、農學校は勃興の氣運に向ひ、明治十八年には第二種の農學校九校、其の生徒數三百三十八人を見るやうになつた。

然るに明治十九年、森文部大臣は、この通則は實際に適切ならずとして之を廢し、爾後別に規定することがなかつたので、地方農學校の發展は、之が爲に殺がれ閉校するの悲運に遭遇し、斯教育は一大頓挫を被つたのである。されど時勢は永くかくあらしめないで、識者の注意を喚起し更に農學校の設立を見るやうになつた。

かくて明治二十六年實業教育に熱心なる井上毅子爵が文部大臣に就任されるや實業教育費國庫補助法を發布し、金十五萬圓を各種實業學校に補助することにして其の發達を奨励され、翌二十七年更に簡易農學校規程を定め、年齢十四年以上の者を入學せしめ、農閑の時又は其の他の便宜の時期を選んで授業することが出来るやうにしたが、程度の低いのと簡易といふ名稱の歓迎せられなかつた爲か餘り振ふやうにならなかつた。然るに日清戰後國力充實の必要を感じ、實業教育振興の必要を認めるやうになつたので、明治三十二年二月六日勅令を以て實業學校令の公布あり、各種の實業學校規程が省令を別々に定められたが、之が我が國に於ける實業教育の基礎を確立されたと申してもよい。

農業學校規程も此の時に制定されたのであるが、規程によると農學校は甲種乙種

の二種と定められ、甲種農學校は高等小學校卒業者の入學で修業年限を三箇年とし、一箇年を延長し得ることとし、乙種は尋常小學校卒業者の入學で修業年限を三箇年以内とせられ、尙甲種農學校には二年の豫科を置くことが得られ、また農業學校には簡易の方法により農業に必要な事項を教授するため、別科を設けることを得とせられた。而して此の規程の甲種は中學程度の農業學校として發達し、乙種は地方に於ける必要なる特種の農業教育を施すを目的として規定したのであつたけれども、規定した趣旨の學校の設立は殆んど見ないで、甲種より低度の農業學校として發達し、農業入學程度と修業年限丈の差あるのみで、其の農業教育の目的趣旨に於ては別に差がないので、甲種乙種の二種の農學校として區別するの要がないと認められるやうになり、時はまた世界大戰による實業の大發展を遂げ社會の情勢の變轉を見たので、文部省に於ては、大正九年十二月に實業學校令の改正をなし、之に基いて翌十年一月に農業學校規程を改正され従來の甲種、乙種の二種の制度を廢し、其の修業年限は、學科の種類及土地の情況に應じて定むべきものとし、尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては、三年乃至五年、高等小學校卒業程度を以て入學資格とす

る場合に於ては、二年乃至三年を常例とし、特別の必要ある場合に限り一年以内の延長をなし得ることとし、尙土地の情況により必要あるときは、前述の資格に該當せざる者を以て入學資格とし、二年以上に於て修業年限を適宜定め得ることとし、せられた。以上の外必要あるときは、主として農業に關する事項を授くる爲専修科を設け又は隨時講習を爲すことを得と定められ、學科目は、修身、國語、數學、物理及化學、博物、法制及經濟、體操並に農業に關する學科目及實習とし、土地の情況により、地理、歴史、簿記、圖畫、手工、外國語、其の他の學科目を加設することを得るものとし、女子については、修身、國語、數學、理科、家事及裁縫、體操並に農業に關する學科目及實習とし、地理、歴史、簿記、圖畫、音樂、手藝、其の他の學科目を加設することを得るものとした。女子に關する農業學校規定の現れたのは、之が初めてである。

而して農業學校に於ては、土地の情況により、學科を農業科、養蠶科、園藝科、畜産科、林業科等に分ち、其の一學科又は數學科を置くことを得るものとした。また或る學科目を選修せしめるために選科生をおき、又主として農業に關する事項を授ける爲めに専修科を設け、又は隨時講習をなすことを得るものとし、この外農業學校規程中に、

獸醫學校に關する規程を定め、修業年限を高等小學校卒業程度を以て四年とし、特別の必要あるときは、一箇年以内の延長をなすことを得ることとし、せられた。

かく規程を改正して整備せられたのであつたが、其の施行の實績に徴し、時勢の進運に鑑み改善刷新の要あるを認められ、十年後の昭和五年五月七日を以て、更に改正を加へられた。其の要點を舉げて見ると、(一)尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限二年の農業學校を認めたること、(二)必須科目中より法制、經濟科を除いて新に公民科を特設したること、(三)從來每週教授時數は實習を除いて三十時以内とし、特別の必要ある場合に限り三十三時まで増加することを認めたるを、大體實習を除き二十四時以内とし、特別の必要ある場合に限り、三十時まで之を増加し得ることとし、體操は場合によつては此の制限に依らざることを得としたこと、(四)長期の實習は從來は高學年のみに認めてゐたものを低學年より一學年に付二箇月以内實習のみを課することを得しめ、高學年には尙一箇月以内之が延長を認めた。(五)從來は夜間農業學校を認めなかつたが、之を認めたること、(六)卒業者に對する研究指導の施設を爲さしめるやうに規定したること、(七)中學校、高等女學校の卒業生を收容する修

業年限一年の第二部の制度を認めたと、(八)特殊組織の農村教育の學校を認めたること、等がこの度の改正要點である。

年 度	學 校		計 數	生 徒		計 數	教員數
	甲	乙		甲	乙		
明治二七年							
明治三二年	六	九	一五	一、四九七	七、三三三	一八、七一九	一、三三四
同 三五年	六	九	一五	一、四九七	七、三三三	一八、七一九	一、三三四
同 四〇年	六	九	一五	一、四九七	七、三三三	一八、七一九	一、三三四
大正元年	六	九	一五	一、四九七	七、三三三	一八、七一九	一、三三四
同 五年	六	九	一五	一、四九七	七、三三三	一八、七一九	一、三三四
同 十年	六	九	一五	一、四九七	七、三三三	一八、七一九	一、三三四
昭和元年	六	九	一五	一、四九七	七、三三三	一八、七一九	一、三三四
同 五年	六	九	一五	一、四九七	七、三三三	一八、七一九	一、三三四
同 六年	六	九	一五	一、四九七	七、三三三	一八、七一九	一、三三四
同 七年	六	九	一五	一、四九七	七、三三三	一八、七一九	一、三三四

(二) 従來の中等農業教育 従來の中等農業教育は、前節の制度に依つても知られる通り、甲種、乙種にて發達し、今日は甲種、乙種の名稱は無くなつたのであるけれども、尙修業年限により甲乙に類別して居り、甲は恰も以前の甲種で中學校同等程度以上の資格がある農業學校、乙は其の資格のない低度の學校で以前の乙種と同じものとしてゐる。

明治時代に於ては、中等以上の教育を受ける志望は、その卒業資格により就職を目的とするものが多く、父兄の考もまたそれが多かつたのである。また此の時代に於ては嘗て述べた通り、歐米の文明に追付くに急にして、知識ある指導者を各方面に要求してをたつたので、農業學校卒業者の如きも、甲種程度の學校の者にあつては、農業指導者として、官界農會等より迎へられ、就職することが出來たので、卒業生の多數は之等のところに就職し、直ちに實業に就く者は極めて少數であつたのである。而して其の實業に就いたものも、同窓の多數が俸給生活者となり居る故、家業に献身するものが少く、機を得て家を飛び出さんとする状況であつたのである。

農業學校卒業生も、其の初めの時代は年の長せるものが多く、且つ卒業者の數も少

かつたので、就職口も容易にあり、且つ其の職務に間に合ふものが多かつたのであるが、それが次第に農業学校の多くなるに従ひ、入學者年齢も低下し、若い卒業生が多數送り出されるやうになつて來たので、直ちに就職することは容易でなくなり、試験場の見習生などになり、または専門學校などに入つて、一段磨きをかけて就職戦線に立つ風を、明治時代の末葉頃より生じて來たのである。而して直ちに就職したのも家業に就いたものも、卒業生の役に立たぬとの評を耳にするやうになつたのである。

明治時代に於て、小學校卒業後中等學校以上に修業せしめることは、以上の如く就職を目的として居たものが多かつたので、乙種農業學校の卒業生に對してさへ、父兄は就職を希望して居る有様であつたのである。故に就職者がないと、あの學校は役に立たぬ學校で、高等小學校の方が寧ろ學力（ちがひ）が出來ると稱して居たものである。されば此の時代に乙種農業學校の教育に與つて居た教育者は、第一に小學校教員及父兄の理解を得ることに骨を折り、生徒を得るに苦んだものである。乙種の農學校は郡立か組合立のものが多かつたのであるが、生徒を得るために、授業料を徴集しないばかりでなく、毎月二圓とか三圓とかの補助金を給與してまで、生徒の入學を奨励した

のである。

乙種の農業學校の經營に當つた教育者はかやうに苦んだのであり、私などもその一人であるが、私共師範を卒業し小學校教育に經驗あるものが、東京農科大學附設農業教員養成所に入り、教育に心得あるものが農業教育者となり、乙種農業學校の經營の任に當るやうになつてから、從來の農學校卒業者の批難の役に立たぬと稱せられた點に對して攻究し、内容の改善に注意を拂ふやうになつて來たのである。私は明治三十七年四月より愛媛縣宇摩郡立農林學校に就職した。此の學校は私の參りつた時は第一回の卒業生を出した創立四年目の乙種の農學校であつたが、創立當初の經營者が卒業せば何々に就職し得られると稱して生徒を募集し、生徒も父兄も其の考へて入學したのであつたが、高等小學卒業して入學したものが多數で三年程であつたけれども、乙種農學校であるから、中學校同等の資格がないため、就職も一年志願兵も出來なかつたのである。故に私の行つた時は、その反動にて役に立たぬ學校との評を被り、生徒を得るに苦み、止むなく其の翌々年に甲種に組織を變更するに至つたのであつた。その後明治四十年より私は京都府愛宕郡立農林學校長となつて、初

めて乙種農業學校創立の經營に當り、同四十四年より香川縣香川實業學校長として男子部女子部のある乙種農業學校の創立に當り、前者には滿四年後者には約十年間其の教育に任じ、共に相當の成績を收め得たと信じてゐるので、この經驗により、内容改善の點を述べて見やう。

元來我が國の農業教育は、駒場に於ける東京農林學校後東京帝大農科大學となり現在の東京帝大の農學部の前身である。札幌に於ける札幌農學校後に札幌農科大學となり、現在の北海道帝大の農學部の前身である。兩高等専門の農學校より發達して農業學校、しかも初めは甲種の如きもの、次に甲種乙種の農業學校、農業補習學校といふやうに及んだので、其の學校の内容の如きも兩高等専門の農學校を範とし、程度の低くなるに従ひ普通學科目を多く加へるやうにしてあり、其の農業の各科目に至つては、兩高等専門學校の農學の内容を範としたものであつた。故にその内容は殆ど同様の範圍であつて、農學全般に亘るものであつた。即ち作物、園藝、土壤、肥料、作物病蟲害、農具、養蠶、畜産、農産製造、農業土木、農業經濟、農業法規、林業等、農學全般に亘るので、其の異なるところは、教材の書き現し方を平易にしたこと、例證を少くしたこと

等で、大差はなかつたのである。しかも兩校は歐米の農學者によつて農業の教育の基礎を築かれたこと故、其の農學といふものは多くは歐米の學者の研究によるものであつた。その後我が國の學者の研究したのも加へるやうになつたけれども、其の農業の教育内容の範圍に於ては大差がなかつたのである。これは教育ばかりの事ではないが、一つの形式が出来ると、その形式に左右されるもので、一度定つた形式は永く維持されるもので、農業の教育に於ても亦さうであつて、爾來斯教育の任に當るものは、少しも怪しむものなく、農業の教育の範圍は、農學全般に亘る教授をなすことは、當然のやうに思つて居たのである。

かやうな次第であつたから、此の時代の乙種農學校も甲種農學校と同じく、一般的の農學校で、たゞ程度を低く、して居たといふ差あるに過ぎない有様であつたのである。私の宇摩校に於ける經驗と一般社會の批評とに鑑み、第一に乙種農業學校は卒業後家庭に歸つて農業に従事する中堅農業者を養成する學校であるから、其の希望者の入學すべきところである事を、今日の言葉で云へば宣傳し、第二には、かく中堅農業者を養成するのであるから、町村自治民としての教養をなす爲に法制經濟科、今

日なれば公民科であつたが、を課し、其の内容は初學年は民間に普通に要する公用書類、郵便、電信、鐵道等に關すること、次學年は町村自治と産業組合に關すること、高學年は農家の經濟に關することを授けた。尙父兄が高等小學校よりも學問が低いとすることを云つて居り、役に立たぬとの評も耳にして居たので、又將來に於て讀書力の必要なことも考へたので、此の時代の普通の農學校よりは國語科の教授時數を倍にも増加し、數學は實用の計算に習熟せしめると、田畠山林の測量に關することを授けることに止め、歴史は年代表を用ひ、地理は我が國の地位を知らしめるため、地圖を用ひて、尋常小學校で學んだものを補充整理するに止め、理科は農業科に關係あること故や、委しく授け、農業も地方農業に必要な事項のみ整理して授けるやうにし、當時の農業學校の實習は、附近の農家の作物などより成績の不良なものが多く、農業學校生徒は初めて農業の實習をなすことなれば、いろはのいの字を兒童が初めて學ぶやうなもので、其の成績の不良なのは當然として居たのであつたが、初めて實習するものとしても、學理を應用して實習せしめることゆゑ、農家に劣るやうな成績では駄目である、出来るならば農家の範となるべき實習の成績を收め、農家を之によつて信服

せしめねばならぬとの考で、農業科教員を督勵したのであつた。尙女子部の生徒には、農業の大意を授け、農業實習を課すると共に、家事科と裁縫科に重きをおき、國語科は讀書力を與へるため時數を増し力を用ひるやうにし、特に男子の卒業生に對しては、第一回の卒業生より家庭に於て改良作、即ち今日の家庭實習を少くも四年間指導して行はしめることゝしたが、その成績は相當に見るべきものであつた。

當時の普通農學校よりは、以上の如くかけ離れた、今日の語を以てせば地方實際化した教育を施すやうにしたのであつたが、時勢の進運もあり、地方の人々の理解も進んで居た爲であつたか、兩校共極めて順調に發達し、京都の方は府立の農林學校が移轉して來たので、これに合せられる意味で廢され、香川の方は今日も從來の組織内容で、益々地方民の信頼を得てゐる狀況である。

以上は私の經驗であるが、乙種農業學校の經營に當つてゐる同窓の人々等が、地方の批評に鑑み、生徒を得るに苦みたる結果は、やはり内容の改善に意を用ひ、今日の言葉の地方化實際化する經營をなす様になり、また文部省が大正十年以來實業補習教育の奨勵に力を注ぎ、地方に立脚した教育を施すことを以て、指導の中心としたので、

其の成績の見るべきものを生じ、これ等が相待つて、甲乙の農業學校の改善を促し、また文部省に於ても既に述べたやうに制度に改善を加へて、内容の改善卒業生の指導を奨励したので、従來のやうな型に囚はれることなく、内容の改善をなし、特に農業の内容は、地方の必要に應じて自由に教材を選択して教授するといふ氣運になり、尙農業の實習も大に面目を改めるやうになつてゐる。

次に示した文部省諮問事項の答申は、大正十五年度の全國農業學校長會議の際の決議であつて、やや古いものであるが、當時の社會の農業教育に對する希望を察する資料となることと思つて、参考までに掲げたのである。

文部省諮問事項

農業教育の改善に關し社會の要求と認むべき事項並に之に對する方策如何。

第一、農業學校改善に關し社會の要求と認むべき事項概ね左の如し

- (1) 農業精神の陶冶。
- (2) 普通學の知識を豊富ならしむること。
- (3) 卒業後直ちに農業の實際に役に立つこと。
- (4) 經營企業の才能に乏しからざること。

- (5) 動力機等取扱の知識。
 - (6) 農産加工の研究。
 - (7) 實習の成績を模範的にすること。
 - (8) 設備機械等を農家の参考たらしむること。
 - (9) 卒業生の指導。
 - (10) 校外活動。
 - (11) 諸機關との連絡。
 - (12) 農業學校の普及。
 - (13) 農村女子教育機關の設置。
- 右に對する改善方策と認むる事項を擧ぐれば次の如し、
- (1) 農業精神の陶冶に充分努力すること。
 - (2) 實業學科目を整理し一層普通學に重きを置くこと。
 - (3) 地方の農業状態に鑑み農業に關する學科目の一部を選択科目とし一層深く之れを研究せしむること。
 - (4) 一層農業經營の學科と實習に重きを置くこと。
 - (5) 農用機械の設備を充實し其の取扱に習熟せしむること。
 - (6) 地方に適する農産加工其他副業實習に重きを置くこと。
 - (7) 講習講話實地指導等一層校外活動に努むること。

- (8) 各種農業機關との連絡を一層緊密ならしむること。
- (9) 農業學校を増設し農業教育の普及を圖ること。
- (10) 農村に適切なる女子教育機關を設置すること。

以上の諸項を徹底し農業教育の眞價を發揮せんとするには優良なる教員を充實し設備の完成を期するにあり之が爲には相當經費の支出を要するは勿論なるを以て當局に於ても之が助成に關し大いに配慮せられんことを望む。

第二、其の他の學校に關し社會の要求に鑑み改善すべき事項

- 一、農村小學校にありては農村教育に關する施設を充實し農業尊重の念を養成すること
- 二、農業補習教育は之を義務制とし各學校には優良なる農業科專任教員を一名以上設置し一層農村民としての教養を全からしむること。
- 三、中學校及高等女學校に於ては特に農業科を課し農村を理解せしむること。
- 四、男女師範學校の農業科の設備を充實し農村に適當なる教員の養成に努むること。
- 五、農業補習學校教員養成所の普及を圖り其の備設を充實し優良なる男女教員の養成に努むること。

(以上)

二 將來の中等農業教育

中等農業教育も前述のやうな氣運となり、また規程も前節に於て述べた通り改正されたので、從來の型を抜け出て、學校の組織及學科課程を研究し、教授の方法と實習上の施設を攻究し、訓練施設、卒業生の指導等に至るまで、地方化實際化を圖り、實力ある卒業生を養生しやうとする氣運を生じてゐることは洵に喜ぶべきことである。併しながら農業教育界にはまだ從來の考が残つてゐるやうに思はれるのである。惟ふに今日は明治大正六十年間の教育を清算すべき時であつて、すべての教育を改造すべき時であるから、思ひ切つて改造を望んで居るのであるが、農業學校の内容に對しては、農業を研究するに必要な基礎の學理となるべき事項に對しては、よく之を理解せしめて應用力のあるものとなるやうに、教授の徹底を期すべきは勿論のことであるが、農學に於ても、作物とか、園藝とか、家畜とか、病蟲害とか等に關する事項に就ては、地方の生活に必要なものなりとも、一々之を教授するの要なく、其中に就き重要なものに就き、なるべく深く調査もせしめ、研究もせしめるやうにした。かやうにして或る一事に通せしめれば、他は之により必要に應じて、自ら研究して行くことが出来るやうになるものである。今日の教授は、なるべく廣範に互ると

いふ風があつて、ほんたうの實力が養はれて居ない觀がある。されば教材は多きを貪らずに、少くても差支ないから深く研究せしめて實力を興ふるやうにし、なるべく學科の時間を割いて、實驗實習の時間に廻すやうにし、技術を練るやうにせしめたい。これまでは學科を授くるにも、實驗實習をなさしめるにも、學者の學術研究を模するの風があり、標本的の練習に止る風があつたが、これは全然改めて實際上に於ける力を興へ、技術を練るやうにしたいものである。これが爲めには、農業の内容に對する從來の考を改めて、思ひ切つて教材を精選して教授要目を作成し、更に之が教授細目を作らねばならぬ。これ等に關しては農業補習學校のところに於て述べておいたこと故、之を參酌せられたい。

次に其の教授方法はと見るに、既に述べた通り、高等専門程度の學校を模して出來た中等農業學校である故、其の教授の仕方は、専門學校に見る如き講義式の教授が多かつたのである。この點に就ても、今後は大に改善を加へなければならぬこと、思ふ。これ等の點に就ても農業補習學校のところに於て述べて置いたから、之を參酌して研究するやうに致されたい。

次に其の實習指導を見ると、從來は農業全般に互る實習を課して居た學校が多く、従つて力の入れ處が何處にあるかわからないといふやうであつたのである。農場に就て云へば、見本園、實驗地、果樹園、蔬菜園、普通作物實習地、稻作實習水田等があり、見本園は見本としての作物を作るのであるから、其の地方に適應するものまで栽培しても、まあよいとしても、果樹園、蔬菜園などには、その地方によく出来る營利的なるものを主とし、之に力を入れて實習せしむべきは當然のことであつたのであれど、從來は既に述べた様に、農業教育は、農業全般に互る教育でなければならぬやうに心得て居たものであるから、不適當のものまで作らしめて居たのである。家畜の如きもその地方に於て力を入れるべき家畜を多く飼つて實習せしめるといふことは、なるべく多くの種類を標本的に集めて飼養せしめるに過ぎなかつたのである。農産製造の如きも亦澱粉、製茶、バター、醬油等の製造を形式的に行はしめるに過ぎないといふところが少くなかつたのである。

然るに既に述べたやうに、近年學校教育は地方化しなければならぬ、實際生活に有益なる教育でなければならぬといふやうに叫ばれるやうになつてから、農業學校に

於ける實習指導は地方の状況と、實習地の土質とを顧みて、適切なる作物に力を注ぐやうになり、家畜の如きも出来る丈營利的に多數を飼育するやうになり、農産製造の如きも、おもちゃ的のものが眞の實習となるやうに多量の製造をなすやうな傾向になつて居る。

此の如き傾向になつたのは實に喜ぶべきことであるが、中には今尙傳統に囚はれて、標本的の實習をなさしめてゐる所もある次第であるが、是等は思ひ切つて、その地方の農業の改善發展を目指して實習せしむべき事項を選び、しかも標本的ではなく、生徒の技能を磨くに足る丈の、多量の實習をなさしめるやうに致されたい。これまではすべてのことを實習せしめねば、農學校の實習教授にならぬやうに心得て、標本的の實習をなさしめて居たのであるが、かくてはすべてに熟達せぬことになるのであるから、實習事項は少いとしても、その實習せしめた事項丈には十分に熟達せしめるやうに致されたい。かく一事に熟達すると、他は必要に應じ、参考書により、または見學等によつて自得する能力が出来るのであるから、學校に於ける實習の指導は、かやうな應用力あるものになるやうに致されたい。

中には移植民をせしめる必要があるから、廣く農學全般に亘つて教材を採り教授しおき、實習も狭いよりは廣い方がよいと思ふとの説をなす人もあるが、主として移植民を養成する農學校又はその學級であれば、移植民地の農業に關し、十分注意して教授することは當然の事である。併しこれも風土の異るところであつては、教授上の注意は出来るけれども、實習の指導上のごときは出来難いこともある。されば普通の農學校にあつては、廣く教材を採り廣く實習せしめるといふことには賛成は出来ない。廣きに亘ると自然一通りの教授及實習に流れ、眞の實力を養成することは覺束なないと思ふ。それよりは寧ろ地方的のものを採用し、之によつて眞の實力を練る様にし、而して其の力が出来たならば、移植民する希望者があれば、其の必要な時に際し、特に其の移植民地に於ける氣候風土を土台にして、農業上の注意を與へるやうにした方が、寧ろ適切で有効であると信するのである。

次に近年に於て開會された全國農業學校長會に於ける、諮問事項の答申等を參考として示さう。

文部大臣諮問事項

(昭和五年度)

二 將來の中等農業教育

現下の情勢に鑑み農業學校に於て國民精神作興上特に留意すべき點如何

答 申

現下の情勢に鑑み農業學校に於ては今後一層我が國體觀念を明徹にし適正なる人生觀を啓培し更に勤勞尊重農業愛好の精神を徹底せしむるを最も緊要なりと認む、而して之が實施に當りては左の各項につき特に留意するを要す。

一、學校經營

- (1) 學校經營の方針を確立し教授訓練の統制を圖り効果を擧ぐることに。
- (2) 教師は常に實踐躬行以て補導に努むること。
- (3) 實習及實驗に關する設備を充實利用すること。
- (4) 神農田を設置し敬神尊農の精神を養ふこと。

二、訓 練

- (1) 國民の特性を了解せしむること。
- (2) 敬神崇祖の精神を涵養すること。
- (3) 諸儀式は最も嚴肅に之を行ひ訓練の良機會たらしむること。
- (4) 宗教及哲學の概念を授け信仰生活に入るの機會を與ふること。
- (5) 情操陶冶に留意すること。
- (6) 消費節約の實を擧ぐることに。
- (7) 各種運動の獎勵には深甚なる注意を拂ひ運動精神の發揮に努むること。

三、教 授

- (1) 國史教授の徹底を圖り建國の本義を闡明ならしむること。
- (2) 思想問題の概念を授け公正なる批判力を養成すること。
- (3) 武道科を正科とし剛健なる氣象を養ふこと。
- (4) 實習及其他の作業は全職員協力して之れが指導をなすこと。
- (5) 現代の社會及經濟の實相を了解せしむること。
- (6) 教授の地方化實際化に努むること。

四、社會教化

- (1) 卒業生並に生徒を通して社會の教化に當ること。
- (2) 學校の設備を利用し地方開發に資すること。
- (3) 青年教育及成人教育施設をなすこと。
- (4) 卒業生の職業指導に當りては特に移植民を獎勵すること。
- (5) 地方産業改善機關と聯絡し産業の振興に寄與すること。

以 上

文部大臣諮問事項

(昭和五年度)

農業學校に於ける各科教授の改善方法如何

答 申

(一) 學課程に關すること

二 將來の中等農業教育

- 一、實業學科は可成實驗實習を主體として教授に努めしむること。
- 二、相關聯せる學科は可成合併して課し科目數を減ずること。
- 三、地方の事情により實業學科の一部を選択科目となすこと。
- 四、教材の選擇を一層地方化實際化するすること。
- 五、教授時數は學校長に於て期節により斟酌加減せしむること。
- 六、普通學科は一層之を尊重し各學科との連絡に注意すること。

(一)實習に關すること

- 一、地方の事情により可成經濟農場經營實習せしむること。
- 二、家庭實習を指導し學校實習との連絡を圖ること。

(二)教員に關すること

- 一、教員を一層優遇し優良教員の充實を圖ること。
- 二、地方に於ける篤農家及特殊技能を有するものを囑託し教授の補足に資すること。
- 三、其筋に於て農業擔當の優良教員養成機關を設くること。
- 四、教員をして或期間を限り現職の儘研究の機會を得せしむること。
- 五、教員をして常に教授法の研究改善に努めしむること。

(三)設備に關すること

- 一、實習實驗の設備を一層完成すること。

(四)其 他

一、常に教員及生徒をして農業諸團體諸機關との連絡を圖り地方の實際を調査研究せしめ且教員をして可成地方農業の指導に當らしむること。

二、常に學校をして其の地方教化の中心たらしむるやう努力すること。

以上

文部大臣諮問事項

(昭和六年度)

生徒の獨創力啓發に關し農業教育上留意すべき事項如何

答 申

一、教育方針

職員生徒は協力一致して善美なる校風の下に農業に對する重大なる使命を自覺し確固たる信念を以て創造的雰圍氣の醸成に努むること。

二、教育手段

- (一)教師は常に教授の原理方法を研究して生徒の獨創力涵養に資すべきこと。
- (二)生徒の個性を調査し其環境に照し實際的個別的の指導をなすこと。
- (三)生徒をして農村及び農家の現状を調査せしめ之を綜合整理して創造的機運を促進すること。
- (四)實物教授、實驗教授に重きを置き實證的に知得せしめ以て眞理探究の念を旺盛ならしむること。
- (五)自學自習の風を養成し觀察調査の機會を與へ常に發動的態度を持せしむること。

二 將來の中等農業教育

- と。
- (六) 發明、發見に關する事項及び其動機、經過等を知得せしめ自ら進んで農村文化に貢獻せんとするの精神を喚起すること。
 - (七) 農産加工、農業手工等の實習に於て考案工夫し能動的に活動せしむること。
 - (八) 各種試験場、篤農家等につき實地指導を受けしめ獨創力の啓發に資すること。
 - (九) 創作品展覽會開催其他の方法に依り、獨創的精神の普及徹底に力むること。
 - (十) 實驗實習に關する設備を充實して生徒の自由研究に資せしむること。
 - (十一) 職員生徒の研究に對し其費用支辨の途を講ずること。
 - (十二) 教授及訓練の徹底を期する爲め一學級の生徒數を減少し教員數の増加を許ること (昭和六年六月三十日)

農林大臣諮問事項

農業經營改善の普及に付採るべき方策如何

答 申

農業經營改善の普及に付採るべき方策少なからずと雖要は我國現下の狀勢と農業の本質に鑑み之れが經營を複雑化せしめ合理的經濟の確立を期し其の徹底を圖るに在りと認め慎重審議左の各項を採擇したり

- 一、生徒に對しては
- (イ) 現下農村の疲弊が農業經營組織の單純なるに原因すること大にして作物の選

擇、家畜の飼育、副業の實行、自家勞力の利用等に依り現代の貨幣經濟に應じ農業經營の複雑化の必要を一層高調し實證的に知らしむること。

(ロ) 農業簿記に依り收支の計算を明かにし合理的經營を行ふ材幹を得しむること。

(ハ) 農業經營の實習は生産より販賣に至る迄凡ての過程に習熟せしむること。

(ニ) 農業經營の改善は組合其他共同組織に負ふ處大なるを知らしめ組合精神の訓練に努むること。

(ホ) 帝國農會指定の農業經營改善調査農家其他地方優良農家の經營を比較討論し又は直接見學せしめ經營改善の必要及方向を會得せしむること。

二、卒業生の實地指導、研究團體の組織等に依り農業經營改善の普及實行に努むること。

三、農業學校と官廳其他農業諸團體とは互に聯絡を 層緊密にすること。

(昭和六年六月二十七日)

以 上

農業教育研究會提出問題

(昭和六年度)

講義と實習、實驗との關係を如何にせば農業學校に於ける教育の効果を最も能く發揮し得るか

答 申

由來農業學校に於ける實業科の教授は講義と實習、實驗との間に連結を缺くの憾あり、即ち講義は學問の系統に拘泥して抽象的教授に流し實習、實驗は勞作に偏して

二 將來の中等農業教育

知的活動を輕視するの傾向あり、本來實業學科の教授は學科と教材の性質に應じて講義と實習、實驗とを不分一體となし農場又は實驗室等に於て努めて實際に即する教授を行ひ知的並に勞作的陶冶を兼ね行ふべきものとす。

之を實現する爲め施設實行すべき事項左の如し。

一、設備に關する事項

(一)講義、實習、實驗を不分一體として教授する爲め特に左の諸設備を完備せしむること。

(イ)實業科特別教室、作業室(工作室を含む)、農産加工室、郷土室等。

(ロ)實習地内に於ける特別設備(固定黑板、移動黑板、パーゴラ、腰掛等)

(ハ)實驗觀察に必要な諸設備。

(ニ)郷土資料、圖表、標本、簡易なる器具、小建物等は成る可く職員生徒に依りて製作又は蒐集すること。

(三)勤勞的陶冶を遺憾なからしむる爲め實習地、實習用具等の設備を完備せしむること。

二、實行方法に關する事項

(一)實業に關する學科目を整理すること。

(二)實業に關する學科は必要に應じて適宜數學年に亘り配當すること。

(三)教材を選択整理して地方の實狀に適合せしむると共に其の排列を成る可く季節に合致せしむること

節に合致せしむること

(四)實業科の教授は講義と實習、實驗とに區別することなく努めて栽培、飼養、加工、荷造、出荷、販賣、設計、記帳、收支計算等の實際に就きて之を行ひ雨天、冬季等を利用して更に之が整理、補充を行ふこと。

(五)前項に依る教授は生徒を適宜に組分して之を行ひ全校職員之が指導監督に當ること。

三、教員に關する事項

(一)講義、實習、實驗共に堪能なる教員を養成する爲め實業科教員養成機關を改善充實すること。

(二)現任教員に就きては適宜講習會を開設すること。

(三)實業科擔任教員を増加し一學級に付少くとも二名以上と爲すこと。

以上の外見學及び委託實習等を行ひ生徒をして實際的修養をなさしむること。

(昭和六年六月二十八日)

以上

文部大臣諮問事項

(昭和七年度)

農業教育を一層實社會に適切ならしむる爲め教科内容及教授方法等に關し改善を要する事項並に具體的方策如何

答 申

一、教科内容に就て

二、將來の中等農業教育

- 1 各教科目をして一層有機的連繫を保たしむること。
 - 2 教科書の編纂は地方農村の實狀に適切なる教材を取り入るゝこと。
 - 3 學科の甚しき分科を避け適宜綜合統一をなすこと。
 - 4 選擇科目の制度を設けること。
 - 5 農業經營上の實際に觸れしめ進んで農業の合理化を圖ること。
 - 6 農産加工並に農業手工を重視すること。
 - 7 組合精神の強調に努むること。
 - 8 移植民特に滿蒙朝鮮に關する教材を豊富にすること。
- 二、教授の方法に就て
- 1 教授は一層體驗を重んじ勤勞尊重の精神の涵養を期すること。
 - 2 學科と實驗實習との關係を一層緊密ならしむること。
 - 3 生徒の個性並に環境を調査し之に適應する教授をなすこと。
 - 4 生徒の自發的研究を一層盛ならしめ獨創力を涵養すること。
 - 5 設備の充實を計り以て學校をして地方産業の中心たらしむること。
- 三、其他
- 1 教師をして一層地方の實狀に通曉せしむるため努めて見學をなし又は講習を受けしむること。
 - 2 卒業生の指導を一層徹底せしむること。

- 3 學校と實社會(農家、農會、試驗場、組合、其他)との聯絡提携を密にすること。
 - 4 各官廳の發刊物中適切なるものは實業學校に配布せられたきこと。
 - 5 移植民に關する適切なる施設をなすこと。
- (昭和七年五月八日)
- 以上

農林大臣諮問事項

(昭和七年度)

農家の協同精神を作興する教育上の施設如何

答 申

協同精神を作興するには精神的實踐的兩方面に對する施設をなすを要す即ち農業學校にありては農村機構の完備、農業振興の要諦は協同精神を基調とすべきものなることを機會ある毎に強調し實踐せしめ其精神を振作し、殊に推讓互助の精神を涵養し公平にして無私、その熱意と努力とは共同者の信頼を得るに足るべき中心人物を養成するに努むるため左記の施設をなすを適當と認む。

- 一、修身、公民、經濟科等に於て特に協同精神の涵養に留意すること。
- 二特に團體的作業及び競技を獎勵すること。
- 三、生徒自治會、校友會、同窓會等の活動を適切に指導すること。
- 四、優良なる協同施設の事例を視察せしむること。
- 五、産業組合運動の機會を多くし特に購買、販賣、利用等の事業に對し實踐の機會を多からしむること。

二 將來の中等農業教育

- 六、卒業生指導のために産業計劃案、農村生活改善案及其の實行案等を定め漸次地方に及ぼして協同經營の機運を助成すること。
- 七、協同事業に對しなるべく地方當業者との聯絡提携を圖ること。
- 八、産業組合科の加設及産業組合講習會の普及を圖ること。
- 九、各種團體との聯携を圖ること。

(昭和七年五月八日)

以上

農業教育研究會提出研究問題

農業教育の普及發達を圖る爲此の際特に施設すべき事項如何

答 申

- 一、國家が施設すべき事項
 - (一) 農業學校の増設をなし其の分布を適當ならしめ農業教育を受くるに容易ならしむること。
 - (二) 農業學校及實業補習學校の補助金の増額をなすこと。
 - (三) 優良農業教員の養成機關の確立を圖ること。
 - (四) 農村女子青年指導者及女子中等農業科教員の養成機關を特設すること。
 - (五) 實業補習學校の眞使命を十分に果さしむる爲め之を實業學務局の所管に復すること。
 - (六) 中學校の廢合及其の學級數を整理し之に代ふるに實業學校を以てすること。

(七) 初等教育者をして農村をよりよく理解せしむるため男女師範學校の内容に改善を加へ必ず代用附屬小學校を農村に設け農村教育の研究指導を行はしむること。

(八) 教科書及學用品被服等を安價に供給する機關の統一及助成を圖ること。

(九) 滿蒙農業移民を容易ならしむる爲其實地指導者たらしむべく農業學校卒業者に對し特別の教育機關を設くること。

(一〇) 滿蒙に於て農業の現地教育機關を新設すること。

二、農業學校として施設すべき事項。

(一) 農業の實際に適切なる教育を行ふ爲農場及實習に關する設備の充實を圖ること。

(二) 農場經營法に改善を加へ技術の指導に努むると共に農業經營に關する指導施設をなすこと。

(三) 優良教員を採用して教育の効果を十分發揮せしむること。

(四) 教授の方法を改善し講義と實習實驗を不分一體とすること。

(五) 學費輕減の方法を講じ以て多數の子弟をして農業教育を受くるに容易ならしむること。

(六) 海外發展、海外事情等を知らしむる爲適當の方法を講ずること。

(七) 農業學校卒業生指導の徹底を計る施設をなすこと。

二 將來の中等農業教育

(八) 農業者及一般青年男女指導に對する施設をなすこと。
(昭和七年五月八日)

以上

大日本農會提出研究題

農業學校の一般農業者に對する教育的活動

答 申

農業學校が地方に於ける農業者の有力なる指導機關たるは言ふを俟たざるなり積極的に恒に一般農業者と接觸を保ち之れが指導奨励に當るは目下の世相に鑑み尤も切實なるを認む故に各種の教育、産業、教化の諸團體と相提携して左記の諸項を實施するを要す

(甲) 學校内に於ける活動

一、農事相談所の設置

(イ) 農事に關する一切の質疑應答

(ロ) 參觀者に對する實地指導

二、講習會、講話會、座談會の開催

(イ) 講習會の種目としては道徳的方面、智識的方面、農業技術的方面の研究に努めしむ。

(ロ) 座談會は青年に對し特に開設す。

三、農産物品評會及各種農業競技會の開催

四、體育運動競技會の實施。

五、學校設備の利用、公開。

(乙) 學校に於ける活動

一、一般農業者に對する指導

(イ) 隨時各地に出張し指導をなす。

(ロ) 特定の部落に期節的に出張し實地指導を行ふ。

(ハ) 地方の希望に應じ出張指導をなす。

二、卒業生及父兄に對する實地指導

三、農産物及農産加工品の販賣

四、種苗、種卵等の分與

五、篤農家との連絡提携

以上の外施設計劃すべき事項は多々あるべしと雖少くとも學校に於ては右の如き教育的活動を必要と認む

(昭和七年五月八日)

以上

三 農村女子の中等教育

(一) 女子の中等教育 女子の中等教育機關には、高等女學校、實科高等女學校、農

三 農村女子の中等教育

六九九

工商等の實業學校規程による女學校、職業學校規程による女學校等あるが、昭和五年度の統計によつて其の狀況を示せば、次の通りである。

高等女學校 實科高等女學校 計	校 數			生徒數	備 考
	官立	公立	私立		
二	一	三	三	二四、五七〇	
一	一八五	二九	二〇五	二七、四四五	
計	三	一九六	二三四	五二、〇一五	
女子農業學校 計乙甲				二、八六五	甲九校獨立、他の甲及乙は男子部女子部として併置
計				三、〇三二	
女子商業學校 計乙甲				五、八九六	甲一六校乙三校獨立併置
計				四、〇五四	
女子職業學校 計乙甲				一、四八七	乙二校男子部女子部併置
計				五、五四一	
總計				四二、〇七六	

これによつて見ると、高等女學校の數が最も多く、之に次ぐものは高等女學校の一種である實科高等女學校で、次は職業學校の規程による女學校であつて、其の他の女學校の數は物の數にたらぬ程の甚だ貧弱なものである。その貧弱な實業學校中の女學校で、女子商業學校は、卒業後就職の便があるので、女子が職業戦線に進出するを希望する傾向を生じて來たので、女子農業學校に比すると、今日でも生徒數は割合に多く、將來増加の傾向があるが、女子農業學校に至つては、農家が殆ど國民の半數を占めて居るに拘らず、その傾向が乏しい。

これは、一つに我が國の中等女子教育は、普通の高等女學校より發達したからである。即ち高等女學校は、明治五年二月文部省が設立した東京女學校に濫觴し、この學校は後種々の變遷を経て同十五年七月東京女子師範學校附屬高等女學校の設立まで繼續した。また一方明治五年四月京都府に於て、新英學校及女紅場を開設した。之が高等女學校の前身で、府縣立高等女學校の嚆矢である。尙東京府下には其の後數校の私立の女學校の設立を見るに至つた。併しながら公立の高等女學校の發達は甚だ不振で、明治二十八年頃に至つても僅に十五校に過ぎない狀況であつた。し

かし女子教育勃興の氣運が高まつて來たので、同年一月高等女學校規程の公布を見るに至つた。爾來日清戰役の影響もあり時勢の進歩と共に漸く女子教育の必要を認めしめ、明治三十二年二月勅令を以て高等女學校令の公布あり、女子に須要なる高等普通教育を爲すを目的とし、北海道及各府縣には必ず設立すべしとされ、尙郡、市町村及私人も亦設立し得ることとされたので、爾來年々女學校の設置を見、日露戰役後の明治四十二三年頃には三百餘校、生徒は十二萬人以上を算するやうになつたのである。

然るに高等女學校はかやうに發達して普遍化するに従ひ、家政に關する方面の教育の不十分なことが唱へられ、之に重きをおく高等女學校の必要が認められるやうになり、明治四十三年十月十日高等女學校令の改正があつて、實科高等女學校に關する事項の制定を見たのである。これより實科高等女學校も、次第に發達はしつつあるが、此の學校は今日はすべて高等女學校と差別なく取扱はれてゐるけれども、當初は上級學校の入學資格は同等にされて居なかつたので、高等女學校より一段程度の低い學校とされて居たのである。ために此の實科高等女學校も一般社會よりは十

分の歡迎は受けず、設備充實せば高等女學校に普及する風であつたのである。

農工商の實業學校規程による女學校も、高等女學校の發達するに従ひ、女子教育の向上した結果、農工商の職業に従事する家庭の婦人に須要なる教育を與へやうとの先覺者の主唱によつて、日露戰役後より設立を企てられたものであるけれども、其の發達は極めて遅々たる狀況である。

職業學校規程による女學校は、初めは徒弟學校として、裁縫を主として授けて居た簡易な施設の女學校であつたが、大正十年一月工業學校規程から徒弟學校が除かれ、職業學校規程が設けられるやうになつてから、これ等の女學校がすべて職業學校規定によることにせられたのである。この學校は婦人に裁縫の必要なことから設立されたので、裁縫塾より發達したものもあり、多數が私立なのが特色である。今日は規程も整ひ、甲の種類に屬する學校は高等女學校と同程度の學校として取扱はれ、學科課程も實科高等女學校又は女子實業學校に類似したものもあり、徒弟學校時代の裁縫女學校より面目を改めてゐるものが多い。

以上中等女子教育の發達梗概を述べたが、前述の通り、明治教育の精算すべき時代

となつてゐるので、女子の中等教育を女子の天職に鑑み、地方の實際生活に適切な教育を施さうとせば、今日の高等女學校の制度に對しては満足してゐるものではなく、文部省に於ても既に調査委員會を設けて之が調査をなし、委員會にて審議の上、高等女學校なる名稱の下に統整し、地方の狀況により自由裁量の餘地の十分になし得られる案を得既に本省の方に答申してゐるのであるから、遽からざる内に、之が改正を見ることと思ふ。

(三) 農村女子の中等教育 女子の中等教育は、以上の如く發達して來たので、小學校卒業女兒の上級學校への進學は、高等女學校に入ることが當然のやうに考へるやうになり、之が社會的意識となつて居り、今日は高等女學校卒業が嫁入の一要件となる迄になつてゐる。加ふるに小學校教育は、すでに述べたやうに、多數の國民生活に立脚した思想の教育でなかつた爲に、農村の小學校に於ても、中等校及高等女學校への進學には拍車をかけ準備教育までして獎勵して居たのである。故に高等女學校でなければ、實科高等女學校でさへも喜ばない有様であり、其の他の學校は省みて居ない狀況であつたのである。これ高等女學校以外の女學校の發達しない一大原

因であつたと思ふ。

小學教育はかやうに國民生活を離れた思想の教育であり、高等女學校は云ふまでもなく高等の普通教育で、中流以上の家庭生活を目標としての教育であつたから、農村に於ける子女も、教育を受ければ受ける程農村の實生活を離れることを希望する人となるのは當然である。故に教育を受けた女子の農村に止るは稀な狀況であつて、此の傾向は農村の青年男子にもある。舊冬大日本聯合青年團で催した全國篤農青年大會に出席した青年中、農學校出身者を一日文部省に招いて卒業後、農學校教育に就て感じたこと、並農業教育に對する希望を尋ね、遠慮なく意見を吐露して貰つたのであるが、農村には私共の相談相手とすべき教育ある女子が居ないやうになつてゐるから、女子の農業教育を獎勵して教育ある女子を農村に止らしめる様にして欲しいと痛切なる叫びをなした。青年は、同じやうな意見はなるべく繰返さないやうに考へて發表して欲しいといふ注意があつたのに拘らず、同様の意見を述べたのは四人もあつた。私は之は教育ある農村青年の一般の聲であると思つたのである。この農村女子の教育に對しては、農村更正教育の根本として眞剣に攻究しなければならぬ。

らぬ問題だと思ふ。

農村小學教育の改善に關しては既に述べた通りである。農村小學校教育者の考が變つて來て、農村小學教育の改善が實現せば、農村男女青年の教育も一段の振興を見る事が出來やうとは思ふが、更に農村女子の中等教育機關の發達を望まねばならぬ。勿論小學教育が改善されるやうになれば、一般社會の人々の教育に對する考も次第に變つて來、教育制度の改善も行はれ、農村女子に適切なる中等教育機關も設立されるやうになることと信するが、それに達するまでには、猶年月を要することと思ふ。依つて今日の制度でも、教育者の考で、地方化實際化の出來る注意や施設の範圍が相當にあるのであるから、現在の女子中等諸學校に於ては、其の收容生徒の狀況に鑑みて、思ひ切つて地方化、實際化を圖るやうに攻究せられたいと思ふ。高等女學校が前節に於て述べたやうに改善されて、地方の自由裁量の餘地が多くなつて、その設立地方の狀況によつて適切なる學科課程が攻究され、農村地方の高等女學校であれば、農村地方の子女に適切なる學科課程の制定が出來、農事の實習作業を課するやうになれば、高等女學校といふ名稱にあこがれて居る今日の有様から云へば、良い改

善法かとも思ふ。尤も今日のままの制度であつても、地方化し實際化を圖らうと思へば、地方に適切な教育が相當に出來るのである。それには學校經營の任に當る校長及教員の考が變つて來なければならぬ。

其の他の學校も、其の學校の設置目的を明にし、之を地方の小學校及父兄に理解して貰ふように努めねばならぬ。前節に於て私の經驗を述べたが、即ち香川實業學校の女子部は尋常三年程の學校であつたが、設置の趣旨と地方化してゐる學科課程と實際化してゐる内容の狀況とを理解せしめるに努めた爲か、同校女子部への小學校よりの進學狀況は、町村に於て資産の第一流の家庭の子女は、家の格式より高等女學校に進み、第二流の家庭の子弟と、其の以下の家庭の子女にあつては、小學校の成績が優良で廢學せしめるのが惜しいから、せめて實業學校に入學せしめたいと云ふ風で、常に募集人員の二倍内外の志望者があつた。十數年後の今日も志望者の家庭の狀況には大した變りはないかと思ふ。今日縣立農業學校といふ校名となつてゐるが、學校教育の様子が地方によく知れ渡つた今日であるから、左程名稱には左右されない事と思ふが、歴史のない學校又は創立の學校では、其の名稱が餘程大切である。女

子商業學校であれば商業に従事する希望の女子を養成し、就職上にもまた嫁する上にも故障を見ないが、農村女子の中等學校は、必ずしも將來に於ても農村生活をする子女のみを教育するとは限らないのであつて、其の嫁し行く先は不定で、所謂縁によつて種々の方面に向ふのであるから、農業學校といふ名稱で男子と同じく農業に従事するものを養成するといふ風に、一般に思はしめるのは如何かと思ふ。これ女子農業學校及農學校女子部の設置の増加しない所以と思ふ。農村女子の中等教育は、農村家庭婦人の養成を主眼とすべきもので、農村生活を離れて教育すべきものでないことは勿論である。現在の女子農業學校及農業學校女子部の教育の實際は、やはり此の通りのものが多い。尤も製絲に従事する製絲教婦、養蠶及蠶種検査等の目的の定まつた職業に従事する女子の養成を主とする蠶絲學校の如きは、この名稱で結構であると思ふ。尤も將來農村婦人の養成を目的とする學校は農學校といふ名稱で、社會一般が意識するやうになれば、差支なきも、男子の農業學校が農業に従事する者を養成する所と限定されてゐるので、この認識を得ることは無理のやうに感ずるので、農村婦人養成の農村女子の中等學校に對しては、別に適當の名稱を附するやう

にする方が適切かと思ふ。將來一般男女の中等教育が、其の學校設立地方の生活に立脚して教育するやうに學科課程が編成されるやうになれば、學校の名稱は、都市農村を通じて同一の名稱を用ひる方がよと思ふ。

第十四章 農村教育指導原理の概括

農村教育に就ては、前章までに於て、我が國の農村及農業の特質、農村不振の因由、其の不振の應急對策より根本對策に及び、次に農村更生の教育を論じ、之より更に細論に入り、即ち農村の人口問題よりしては他郷に出づるものに對する教育を説き、次に農村の小學教育、農村の成人教育、農村の對衆教育施設に及びたる上、中等農業教育まで論じたることなれば、農村教育に就て論究すべき事項は、大要ではあるけれども殆ど述べ盡したと申してもよい。そこで本章に於ては、以上説述した農村教育論を次の二項に要約して、之が結論とする。

一 農村教育の方針十則

- 一、國民精神を作興して愛國心を旺盛ならしむること。
- 二、隣保團結の舊慣、共濟協力の美風を助長して愛郷心を振作し、以て郷土の開発に任せしむること。
- 三、社會連帶の意識を明にし、共存共榮の精神を養ひ、社會道德の向上並社會改善に留

意せしむること。

- 四、公民教育に力を注ぎ、公民としての自覺を喚起し、特に選舉の淨化、自治の確立に力めしむること。

- 五、職業教育に重きをおき、産業經營の合理化を圖り、以て新興生活の基本を確立せしむること。

- 六、衛生思想を涵養し、社會體育の發達を圖り、以て國民體位の向上を期すること。

- 七、生活改善の實行を期し、特に郷土聚落の美風を助長し、其の振興に力めしむること。

- 八、農村娛樂の發達に留意し、常に清新潑瀾たる氣力を養はしむること。

- 九、職業指導の教育をなし、他郷に出づる者の就職を誤らしめざること。

- 一〇、移植民教育に留意し、海外發展の思想を涵養すること。

二 農村教育指導法五則

- 一、農村教育方針十則を徹底する爲、社會教育委員及各種團體より委員を擧げて、其の農村に適切にして具體的なる「農村教育要目」を作製すること。

- 二、農村教育の各機關は、農村教育方針を其の教育方針とし、其の農村教育要目の教育

に當り、十分の理解を與ふると共に、諸種の團體と連絡して之が實行を期すること。
三、農村教育要目の實行は、部落實行組合の區域による男女青年團、戸主會、婦人會等の申合せにより、之が實現を期すること。

四、諸種の團體は、年度の初めに於て、連絡會を開き、其の年度内に於ける行事の打合せをなし、其の諸團體の行事を網羅したる、諸團體年中行事一覽表を調製し、之により相提携協力して農村教育要目の實現を期し、以て農村の向上開發に努むること。

五、農村教育指導の任に當るものは、よく農村の實情に精進することを力め、率先農村教育要目の實行に奮起すること。

文部省社會教育局に於て、昨年の九月社會教育による農村更生案を作成され、社會教育各方面の參考に供されたものがあるが、農村教育の要目を作成し、其の指導法を攻究する時の參考となると思はれるから次に示すことにする。

社會教育による農村更生參考案

第一 農村更生教育要項

一、農村更生の精神教育

(一) 聖旨の奉體

勅語詔書の聖旨の徹底を圖ること。

(二) 敬神崇祖の精神發揚

- 1、神社を郷土生活の中心とすること。
- 2、家の祭祀を重んじ崇祖の念を養ふこと。

(三) 宗教心の養成

(四) 農村生活の自覺

- 1、郷土の特質の研究。
- 2、農村生活の信念養成。
- 3、農業を樂む風習の養成。
- 4、子弟教育に關する覺醒。

二、農村更生の公民教育

- 1、我が國立憲政治の理解。
- 2、自治の理解。
- 3、各種團體並組合精神の理解。
- 4、議員及役員選舉の重要性の理解。
- 5、公共生活訓練。
- 6、災害防止。
- 7、移植民教育。

二 農村教育指導法五則

三、農村經濟の更生

(一) 農村經營の合理化

- 1、農業組織の改善。
- 2、勞力利用の研究獎勵。
- 3、多收穫の獎勵。
- 4、肥料、種苗、飼料、農具等の自給獎勵。
- 5、土地利用の研究獎勵。
- 6、簡易なる博物館、圖書館等の設置獎勵。
- 7、研究發明の獎勵。
- 8、相互競勵。
- 9、協同的經營の獎勵。

(二) 消費の合理化

- 1、豫算生活と現金支拂の實行獎勵。
- 2、協同購入の獎勵。
- 3、其他冗費の排除。

四、農村家庭生活の合理化

(一) 衣食住の改善

- 1、二重生活の排除。

2、式服の改善。

3、榮養食の獎勵。

4、臺所の改善。

5、衛生設備の改善。

6、宅地利用。

(二) 保健衛生

1、衛生思想の涵養。

2、乳幼兒の養護。

3、妊産婦の衛生思想の普及。

4、傳染病に對する注意。

5、公衆衛生の注意。

6、農村に適當せる體操等の獎勵。

五、農村の淳風美俗の發揚

1、農村行事の改善。

2、共濟協力の強調。

3、社交儀禮の改善。

4、農村娛樂の改善。

5、迷信の打破。

二 農村教育指導法五則

第二 農村更生教育の方法

一、社會教育委員の設置並活動

1、社會教育委員設置促進。

2、農村調査。

3、農村更生教育計劃の樹立。

4、實行委員を設け前項の趣旨を村民に徹底せしむる途を斷えず講ずること。

一、講演會、講習會、座談會。

二、申合。

三、實地指導。

四、揭示場の設置並印刷物の配布。

五、展覽會、巡回展覽會、品評會等。

5、部落に實行組合を設けしめ(從來の小組合、改良組合、實行組合の如きもの)農村更生教育計劃の實現に當らしむること。

6、各種團體をして農村更生教育計劃の實現に協力せしむること。

二、實業補習學校、青年訓練所。

1、指導者は農村更生教育計劃に基き率先して其の指導の任に當ること。

2、農村更生教育の計劃に關するすべての事項は生徒に修練せしめ之を家庭及部落に普及徹底せしむること。

三、青年團

三、青年團

1、農村更生教育計劃の實行に就ては村民の中堅となりて其の實現に努むること。

2、實業補習學校、青年訓練所及其の他の團體と聯絡提携して農村更生の第一線に立ちて其の實現を圖ること。

3、農業經營の合理化に關し團員は協力して其の實現に努むること。

四、婦人會及女子青年團

1、農村更生教育計劃に關し各種團體と聯絡提携して其の實現に努むること。

2、消費並家庭生活の合理化に關し婦人會及女子青年團は進んで之が實現に努むること。

五、學校教員、神職及宗教家の活動協力を求むること

第三 農村振興の實例調査

一、團體の活動により一村一部落の興隆せる實例

(備考) 團體の中には小學校、中等學校、實業補習學校、青年訓練所、男女青年團、戸主會、婦人會、教化團體、農會、產業組合、實行組合其の他各種組合を含むこと

二、指導者又は篤農家等の力により一村一部落の興隆し若くは民風の作興したる實例

(備考) 本項に於ては篤行家、孝子、節婦、順孫等(故人をも含む)をも併せて調査すること。

二、農村教育指導法五則

三、村民の自覺努力により一村一部落の興隆せる實例

(備考) 本項に於ては消費節約、負債整理、冠婚葬祭の改善、保健衛生思想の普及、臺所

改善、住宅整理等の實績の擧げる例をも調査すること。

四、農家の勤勉力行により家運を挽回せる實例

(備考) 本項に於ては農事上の改良、工夫創作の實例をも調査すること。

第十五章 農村教育の實現と將來の農村

農村教育の振興を企圖するには、今日は最も適當な時期である。されば農村の教育及農村の指導に當るものは、此の期に於て農村教育の振興に對し、協力して之が實現を期し、本書に論じたるところを參酌し、特に前條に掲げたる事項を研究され、其の農村に適切なる農村教育の要目と、指導法とを具體的に定められ、擧村一致之に向ふやうになれば、農村の振興は期して俟つべく、農村の將來は、極めて有望となることは疑ひない。依つて左に農村教育の相當に充實したる二三の農村の實例を示し、以て農村の將來を卜することにする。

(一) 疲弊の聲なき農村と教育 昨年春の春繭は下落しても貫五圓を下るまいと豫定して居た。ところが貫三圓となり、二圓となり、甚しいところでは一圓臺にまで下つた。盛返すだらうと豫想した夏蠶秋蠶に於ては、春蠶の時よりも悲惨なものであつた。麥も下落する、野菜もさがる、頼みとした米は、未曾有の豊作で値段はがら落ち、二十圓臺も保てないで、約前年の半値である十四五圓まで下落した。ために農家の

金錢收入は急に半減する。之に反して金錢支出である公費の負擔や、借金利子の支拂や、生産に使用した種代や、肥料代は前年と大差がない。故に生産物を全部賣却しても足りない有様であり、地主は小作米を受取つても、負擔を拂ふと僅に石に付三四圓の残りを見るのみ、甚しいところになると、石の小作米に二三圓も持出さねばならぬといふやうな有様であるので、農村には異常の恐慌を呈したのである。これが爲め不況對策の一つとして、町村費の輕減運動が講せられ、役場費、學校費の二割減とか一割減とかが實行豫算として講せられ、來年度の豫算に對しては、小學校の學級整理及教員給の輕減、實業補習學校専任教員給の減少、削減、賞與金削除、旅費の減額等、地方到るところにて耳にし、甚しいところでは、昨年以來教員給の支拂の出來ぬところあることを耳にする。今や町村に於ける教員の退職轉職、實に物騒を極めてゐる。悲惨なことが少くなく、かうと思はれる。

然るに到るところ、かゝる聲を聞く中に於て、さ程困つて居ない農村がある。即ち疲弊の聲なき農村がある。今日農村の困つてゐるのは、都市に見る様な食ふに困つてゐるのではない。食ふ米も麥も豆も野菜も、去年は豊作であつたので、食ふには困

らない、唯困るのは現金の支出である。前年一俵の米で間に合つた支拂が、二俵も入る、一割や二割増收の豊作では間に合はない。出荷組合で送つた野菜も果物も、運賃を拂ふと手に入るのは實に僅少で、肥料代にもならない。前年一車送つての收入で間に合つたものが、三車と四車と送つても足りない。かゝる有様なので、品物があつても現金の收入不足、現金の支出に困るのである。要するところ農村疲弊の聲は、物資の缺乏ではなくて、現金收入不足、現金がなく、現金支拂困難の聲である。

されば、この現金支拂に困らぬ農村には、この疲弊の聲がないのである。現金支拂に困らぬ農村は、然らば如何なる農村であるかといふに、産業組合が發達し、貯蓄の盛んに行はれてゐる農村である。斯る農村では、農家の仕事が單純でなく、複雑となり、所謂多角型の經營となり、従つて農家の収入も多くなり、餘裕を生ずるといふ有様になるので、貯蓄が行れ、益々勤儉の風を助成するやうになり、今日の如き物價下落、現金収入の少き時に遇つても、不足の現金は、之を貯蓄より補ふことが出来るので、左程の苦痛がなく、他日の騰貴を樂みにして居るやうな有様を見るのである。

多くの農村が疲弊してゐる中に、如何にして此の如き農村が生じたかといふに、こ

れには固より中心の人物があつて、農村開發のために努力したことは申すまでもないが、この人物のあると共に、其の農村の教育が、地方の實際生活に注意し、農村の開發向上のために早くより着手し、兒童及青年の教育に於て、これが實現を期するやうに努力した爲めであることは間違ひないこと、思ふのである。人物の力のみによつて開發した優良村は、その人物の在る間は、其の名聲を保つことを得たけれども、人物の無くなると共に、歴史的名ばかりの優良村となり、之に反して農村教育に力を用ひた優良村は、年を加ひるに従つて益々發展したとへ中心人物はなくなつても、其の影響の少いのに徴しても、之を知ることが出來やうと思ふ。かゝる實例は、何れの府縣にも存するのである。

私が昨年十二月視察した千葉縣安房郡主基村は、其の一つと思ふので、第一にこれを紹介する。

私の主基村に行つたのは十二月三日と記憶する。この日午前安房農學校に於ける安房郡實業補習教育研究會に臨んで講演し、午後二時頃鴨川驛に下車し、主基村の松崎校長に迎へられて、里餘のところを自動車に乗り、鴨川に沿ふ縣道を走り上る。

村は廣き谷合の山麓に在り、鴨川之を縦斷し、農家はこの川をはさんで、山野の間に點在して裕福のやうに見える。私の第一に疑問としたのは、村名であつたので、車中で尋ねて見たところ、本村は明治四年十一月十七日に、明治天皇御即位式後大嘗祭の御大典を擧げさせ給ふに當り、安房國を主基の國と御治定あらせられると共に、主基齋田を本村北小町字中の地に御卜定あらせられたので、永くこの光榮に浴せんとて村名とし、齋田の跡地には記念碑を建て小公園の如くして在るとの事であつたので、本村を視察せぬ前より、普通の農村ではない様な心地がしたのである。やがて學校に着いたが、補習學校生徒の授業があるとのこと故、直ちに教場に臨んで見たが、教材は本村本位の教授で、中々良い授業であつた。次に學校の施設を巡視することにし、校長の案内で小學校の設備施設と併せて見たのであるが、補習學校の専用教室男女各一室づゝあり、講堂も立派なものがあり、家事科の實習室もある。特に面白く感じたのは、學用品購入の模擬組合である。全く産業組合にのつとり、生徒をして執務せしめ、組合精神の涵養に努めてゐるとの事であるが、其の利益金で講堂の腰掛を購入したとのことである。これより外に出で右に廻り、行けば温床三箇と二畝程の苗圃が

あり、甘藍の苗と葱類の苗が一面に作られてゐる。農家に配布する爲かと尋ねしに、今より七八年前にはその必要もあつたが、今は普及してその必要がなく、この苗は生徒をして隣に通ずる道路の十一箇所にて賣らしむるのである。春の茄子苗と共に毎年此處より七十圓を降らぬ賣上げをしてゐるとの話であつた。それより學校の後に廻れば、鶏舎、豚舎が並んで建つて居り、又兎舎もある。鶏舎は三間に一間半の建物で、白レグが三十羽程居り、豚舎は五間に一間半、四室ありて、ヨークシャの見事なものを飼つて居り、この親は、本年は二回十二頭づゝ生み、仔豚を賣つて百六十五圓を得たとの話あり、兎舎は八室で四間半に半間のものがあり、白色の主基種といふを飼ひ居り、モルモットも飼つてゐる。將來は乳牛を飼ふ計劃もあるとの事である。是等の飼養管理は年中當番を設けて、生徒に行はしめてゐる。それより尙廻つて行くと、マツシユルーム室があり、又椎茸も栽培してゐる。次に兎舎、農具舎、肥料舎、收納舎と設備しあり、廻つて講堂の附近に出ると、花壇があり、養魚池、コンクリート枠にて作つた肥料試験地及土壤試験地と職員實習地とがある。尙校庭には樹木を植えてある。是等を見たる後、學校の實習地を水田、畑地、桑園と巡りながら、家庭實習地を見、農家の

様子を窺つたのであるが、農家では、豚三四頭、鶏三四十羽、乳牛一、二頭を飼つてゐる有様で、養畜の盛んなのに感心したのである。牛乳は村の煉乳會社に一合二錢八厘で賣却してゐる。尙歩きながら向ふに見える山には造林をしてゐる。隣村の無人島を無償で借りて、白菜の播種をして好結果を得、村民に配布してゐる等の話を聞き、學校の門前にある産業組合に立ちより見るに、農業倉庫の傍には精米加工場があつて、白米として輸出し、購買品のところにては、肥料を各部落の土地に適するやうに部落別に配合肥料として、部落別の倉庫に貯藏しておいて販賣するやうにしてゐる。之には全く感心した。販賣組合では、鶏卵、豚、兎、其の他の産物を取扱つてゐる。信用組合は貯金二十五萬圓を越え、貸出しもあるが、差引しても貯金の方が餘程超過してゐる。私は、以上の状況を視、農業の經營が既に多角型になりつゝあり、貯金もあり、餘程よい農村であると感じて、學校に歸つたので、村の状況を村長に尋ねたるに、本村は、米、麥作の外、養畜が盛んなので、金肥を購入することが少く、又鶏卵、牛乳等の収入があるので、米價暴落、米價下落の影響は、左程大ではない。學校經費削減等の話はないとのことである。尙調査して見ると、本村は戸數五百十戸で、田地三百七十六町、畑地六十四

町、山林三百一町、原野一九二町、牧場二百八町歩を有してゐる農村であるが、二三年前の生産額は七十萬圓、農家一戸當千七百圓を越ゆるの状況で、普通の農村に比しては倍額の生産額である。

かやうに本村が發展しつゝあるのは、由來本村は明治の初年に主基齋田の御用を奉仕してゐる如く、村民一般に純朴であり、勤勉であつたのに、川名村長は早くより産業組合の發達に努力し、組合中心で農村の發展に盡された力によるものが少くないことゝ思ふが、それにもまして、本村の教育が、早くより農村生活に立脚して、兒童の教育即ち小學教育の上に施設し、青年の教育即ち實業補習教育の上に施設し、青年男女を農村本位に教育し指導したる結果が、次第に現れ來りしことゝ信するのである。補習學校の就學歩合九一・五八、出席歩合九二・二四、女子青年團は文部省より表彰され男子青年團の成績も亦決して之に劣らぬ成績であるのに徴し、その他訓練所の成績の良好なる、圖書館の施設、各種團體の成績の良好なる、特に學校が役場、農會、組合と殆ど一區域間に在り一心同體となつて、本村の開發に協力しつゝある美風に徴しても知るべきである。(昭和六年一月十日)

二、農村教育と奥鹿野の文化 奥鹿野は、三重縣名賀郡矢持村の山間にある小部落で、戸數僅に四十七戸、近年まで漸く牛馬の通る細道のあるに過ぎない所謂僻阪部落であつたのである。今日は參宮急行線阿保驛より三里、自動車を通る道路もある。私が最近此の部落を訪ねた時には、幸に同村の村長で同區の區長、農家組合長である關田義臣氏が、同車して居られたので、其の案内により自動車にて昔の不便なりし話を聞きながら、山を越え谷を渡つて行つた。これより私の部落ですといふので、注意すると電信柱に「氣を付け」の大文字が貼つてある。村民が他より歸つた時、これより村の人になつたとの注意だと、これも變つてゐる。道路には村民が手入受持の名札が立つてゐる。此の部落に入つてより、著しく道路の良くなつたのを感じる。今日は此の部落に於ては山間に在る一軒として、車の通じない處がないとのことである。やがて此の部落に入り、學校の門に着いたので降りると、第一に出迎へた百姓姿の人がある。村長より校長さんであるとの紹介を受けた。門標を見ると、小學校の外に奥鹿野活郷公民學校とあり、特に活郷といふのが目につく。教員室に入ると、校長の後に活郷農家組合なる文字のある大金庫あるのに氣が付いた。後で聞いたが、校長

は此の部落の農家組合の經理部長として、信用貸付、無利息金の融通、貯金組合等の事務を執つてゐるとのこと、大金庫もこれでわかつた。

學校は、四十七戸の部落を學區として經營し、小學校は尋常六年までで男一八人女一八人計三十六人あり、公民學校は尋常卒業後二十歳まで、男一六人女六人計二十二人あり、兩方合計で五十八人に過ぎないのに、教師は小學校の方は校長の他訓導二人兼任訓導一人、公民學校の方には男女各一人の専任教諭をおき、校長及訓導は兼任となり、即ち五人の教員で、兒童青年五十八人の教育に當つてゐる。保育園(幼稚園のことも)此の部落の教育會の事業としてあり、在園兒童一六名、設備も教室は小學校二室、公民學校専用二室、保育室一室、可なり整つたものである。運動場には兒童の種々の遊び道具があり、また實習地は田畑で約四反歩、山林が二町歩、鶏舎、孵化室、農具舎、堆肥舎、温床等の實習設備も整つて居り、小學校の經費としては三、一二四圓、公民學校經費一、二七〇圓で合計五、四〇一圓を支出し、尙保育費には三七〇圓を出してゐる。四十七戸の部落の負擔としては實に感心なものである。

尙ほ校舎に接續して青年會館があり、結婚式もここで擧げるとのことである。運

動場の一隅にはガソリンポンプ置場があり、何處の民家に對してもホース取付場が豫定されてあり、道路を隔てゝは、教員住宅、共同購買販賣用の大きな建物、倉庫、共同製材所、共同製米所、共同搾乳所等が設けられてあり、また向ひの山上には、サイレンを設けて、起床、登校、正午、夕方、就寢の時を知らしめ、尙私設電話あり、これより部落内十三箇所に通話を通じ、更に役場には長距離公設電話があり、中繼すれば、居ながらにして全國に通話する便を有してゐる。

部落内の人々は合圖によつて學校に集る事にしてゐる。即ちリンを振れば男女の青年が集り、貝を吹けば二十歳より四十歳までの人々が集り、ラッパを吹けば消防組員が集り、サイレンを鳴らせば老若男女總動員にて集り、その時に應じ、それらの行事をするも面白い。鶏を盗まれた時に總動員して直ちに盗人を捕へ販賣組員が四日市に行き竹數百束を明後日まで届けられれば束に付二十錢高に買ふと、このこと、で賣る約束をなし、電話で明朝五時までに停車場に竹何百束賣つたから出荷頼むとの電話が夜の十一時に入つた時に總動員し手分して交通部員の指揮で搬出にかゝり、翌朝三時頃までに之を終了し、二十錢づつも高く賣ることが出來たこともあつた。

との話も聞いて、文明の利器を應用してゐるのと、よく協同行れて居るのに感じたのであつた。

尙部落が山間に在つて、此の如く發達せる状況を見聞したので、其の由つて來るところを尋ねるに、關田氏が村長となり他の町村長と共に軍隊慰問に行き、各々其の町村の兵を集めて貰ひ慰問したのに、本村の兵には年々一人の上等兵も無いので、隊長に其のわけを尋ねて見ると、軍人として質はよいが、學力不十分で統率の任に耐えないからとのことであつた。そこで教育に力を入れねばならぬと考へ、大正七年より高等小學校を置き、中等學校に入るものをも獎勵して見たが、教育に力を入れ學問をさして見ると、學問を爲さしめれば爲さしめる程村を離れて少しも村のためにはならない。これに依りこれまでの教育では村を活かすことの出来ぬことを悟つたので、村を活すやうにしたいと思ひ、小學校は尋常小學校だけに止め、活郷公民學校を設けて、前期三年、後期を二年、研究科三年として晝間教育に改め、小學校より一貫して、活郷を理想としたる農村教育を行ひ、學校の先生方には、午前八時より午後四時までは學校のために働いて頂き、其餘は村の先生として、村の開發の爲に力を注いで居て頂

いてゐる。即ち當部落の文化の開發の中心機關となつてゐる農業組合の事業を始めとし、青年團(男女を分けないでゐる)の指導、貯蓄組合、産業組合、森林組合等の團體の事業も、先生方が中心となつて、献身的に努力して頂いてゐるため、漸次光明を認め得られる様になつてゐると話されたが、明治四十二三年地方改良運動の盛んな頃、農村復興にて名高い田村又吉翁より「農村の復興は經濟の相撲丈ではいかぬ。一時の復興は出来ても永續きはせぬ。」農村の復興は教育の土俵の上で經濟の相撲を取るに在り。」と云つたことを聞いて、確に左様と感じたのであつたが、此の度この奥鹿野を見て、此の言葉を思ひ起し、教育も一般的の教育であつてはならぬ。農村教育でなければならぬと感じた。田村翁の教育も其の實蹟より見れば、農村教育であつたのである。そこで此の言葉を少しく改め、「農村更生は、農村教育の土俵上で經濟の相撲を取るに在り」と致し、之を今日の農村指導者に呈したいと思ふ。

尙當部落に於ける開發の中心機關となつてゐる活郷農家組合の活動状況を示せば次の如くであるが、組合長は組合員の選舉により、各部の部長は組合長の任命により、四十七戸の農家は、盡く之に分屬し、全ての献身的に其の部の任務に努力してゐる。

而して各部の任務は有機的に他部と交渉し行き互に奨励し合ふやうになつてゐる。例へば生産部にて其の年の春蠶掃立數量を調査し区内に於ける桑葉の過不足を調査して不足の時は其の見込額を購買部に通知すると購買部は他より購入の手續きをして準備する。また桑葉が餘る見込の時は其の見込額を販賣部に通知すると販賣部に於ては之が販賣の計劃をする。尙之を他に運搬する場合には交通部に通告すると交通部は之が運搬の手配りをする。資金の入るときは經濟部に申込んで借り販賣部で収入あれば經濟部に送る。經濟部は之を受けて記帳等の處理をする。云ふやうに互に督勵するやうになつてゐる。而して各部がかく責任を負つて行つた事又は決定した事に對しては組合員は絶対に服従することになつてゐる。尙左に組合の活動狀況を示さう。

奥鹿野活郷農家組合活動狀況

活動部門	施設要項	實 施 事 項
總務	優良組合員の撰賞	常に組合員の行爲を通じて其の操行、技能、勤怠の狀況を精査し、毎月八月十一日の組合記念日を卜して其の善行を表彰す。

部	修 養 部	教 化 部
<p>違背者の處罰</p> <p>時刻の勵行</p> <p>サイレン設置</p> <p>氣象通報</p> <p>月曆發行</p> <p>相互修養會</p> <p>修養時報の配布</p> <p>標準生活の規制</p>	<p>偶發事項に應じて其の都度訓戒懲罰を行ふ</p> <p>あらゆる會には豫告の時刻厳守、遅參の理由を認めず。</p> <p>時報(夜の九時)氣象通報、起床及消燈の合圖、集合及び非常時の呼集(何れも別に符號を定む)。</p> <p>ラヂオの報ずる天氣豫報を通達す。</p> <p>氣象傳票、掲示、豫報旗掲揚、サイレンの符號による法。</p> <p>毎月組合の行事表を兼て農事曆を作製して各戸に配布す。</p> <p>隨時任意の方法による。參會者に制限なし。</p> <p>不定時發行。</p> <p>生活標準案を定めて其の實行を期す。</p>	<p>會員教育</p> <p>掲示教育</p> <p>圖書の回覽</p> <p>衛生保健施設</p> <p>敬神崇祖</p> <p>娛樂風紀の改善</p> <p>凡有會合を利用して組合員の教化に努む。</p> <p>村の中央に新聞を掲示し廣く組合員の縦覽に供す。</p> <p>又各所の公示板を活用して組合員を教化す。</p> <p>智能啓發、思想の統一、趣味の向上等を圖る上に有益と認める書籍雜誌を回覽して義務讀を奨む。</p> <p>家庭の淨化、蠅虫驅除、蠅の驅除豫防、トラホーム洗眼手當等、其他衛生思想鼓吹。</p> <p>氏神の日拜及代參、寺院勸行、墓地の設定、展墓等の實行督勵及信仰の淨化</p> <p>舊慣行事の復活再興、娛樂機關の整備、慰安會等。</p>

部 買 購	部 賣 販	部 産 生
<p>臨時部</p> <p>日用品部</p>	<p>定期販賣</p> <p>臨時販賣</p> <p>隨意販賣</p> <p>販路の擴張</p>	<p>農事の改良</p> <p>蠶業指導</p> <p>林産施業</p> <p>畜産獎勵</p>
<p>購買配給所を設け日用雜貨類の購入分配。但し公徳販賣(自由買出制)、賣子入らずの販賣法。主として生産原料類、又は季節的入用品の共同購入、(農蠶具、種菌、飼料、肥料、盆、正月、祭禮の入用品等)</p>	<p>雞卵、牛乳の定期出荷。生繭、生鳥(雞)、産米、木炭、椎茸等の季節的販賣。廢雜、其の他農産物の週期的販賣。木材、竹材、其の他生産品の臨時販賣。其の他少量生産品の隨意販賣。消費地視察、出張販賣。</p>	<p>品種試験田、共同採種圃、共同苗代、肥料試験田、共同蔬菜苗圃、病虫害獣の驅除豫防、自給肥料の造成、耕地の重用、空地の利用、荒地開墾、特用作物果樹園藝の獎勵、野生植物の採集及保護、品評會競技會の出品等。蠶種の統一、飼育の限定、品種の撰擇、原蠶飼育、共同備青、共同稚蠶飼育、蠶病豫防、桑園の改良等。共同苗圃、殖林獎勵、造林指導、竹林經營、木炭改良、共同炭窯の設置、山葵の栽培、椎茸松茸シメジの人工栽培等。種禽場設置、孵化設備、共同育雛、茸卵肉の共同處理、飼料の配合、畜牛獎勵、犢牛改良、搾乳事業等。</p>

部 節 調	部 通 交	部 濟 經	部 經
<p>労働交換の調節</p> <p>物資需給の調節</p> <p>小作當引の周旋</p> <p>土地交換の調節</p> <p>紛議の調停仲裁</p>	<p>交通網の劃策</p> <p>既成道路の管理保繕</p> <p>物資の運搬調節</p> <p>通信機關の管理敏達</p>	<p>公共營造物の管理保繕</p> <p>組合の收支會計</p> <p>經濟方面の基本調査</p> <p>組合員の融資斡旋</p> <p>組合員の負債整理</p> <p>不動産の賣買斡旋</p>	<p>現金出納及經理</p> <p>資金の貸付</p>
<p>農業期傭人の斡旋調節、労働賃銀の評定。組合に於ける物資の過不足融通調節。小作當引の周旋。小作納米の斡旋。土地の交換斡旋調節。紛議の調停及仲裁。</p>	<p>新線道路開墾計劃。道路愛護札、分擔管理、排雪、補修等。生産品の荷造、出荷運搬、購買品の搬入等。電話の開設、營繕、村内の通信用達等。</p>	<p>公共營造物の新規計劃。既設營造物の保護手入。組合の會計出納。農村計畫の基本調査。統計資料の蒐集等。産業資金の融資斡旋。共同事業の資金調達。救済事業の計畫と負債整理。不動産の賣買斡旋。</p>	<p>組合員は一切の所得金を經理部に預入し、金錢の取引は凡て小切手を以て運用す。産業資金、生活資金の信用貸付を行ふ。</p>

部	理
貯蓄預金	組合員の貯蓄及預金を扱ふ。 當座貯金、定期貯金、積立貯金、据置貯金、普通貯金、團體貯金、家族貯金、 記念貯金等。
無利息融通	細民救助の目的から一ヶ月間累積十圓以内の資金を無利息にて融通す。

三、津有村の五箇年計劃と農村教育 津有村は新潟縣中頸城郡の中央で、高田市の北に接し、田の中に在り、戸數一〇二一戸、耕地は田一二四八町、畑七八町を有してゐる農村である。

かくの如き農村であるので、田地の利用をなして米作の増收に着眼し、之が爲には實業補習教育により人を作るに在りとして、この教育に力を入れたが、米丈の收入では農家の經濟が永續することの困難なるを考へ、大正十三年農會と協力して山崎延吉氏を聘して農業經營の改善の講話を聞き、多角形の經營をとらねばならぬ事に就き、村民も痛切に感じたるにより、村民四十名を以て視察團を作り、山崎戸野目農業補習學校長(同村には二校あり)が團長となり、愛知縣の安城を視察し、翌十四年には山形の本間農場、佐渡の金澤村を視察し、この結果、多角形の農業經營、金融の設備、實業補習教育の三者の完備に在ることを知つたので、大正十五年には三者の徹底を期するに

は如何にすべきかの研究を爲すこととし、役場と農會と補習學校と協力して研究し、稲作の増收の外、田ばかりの村故、藁の加工、養鶏、養豚、園藝を統一的に發達せしめ、多角形農業經營に改善せしむべく、五箇年計劃を樹立し、之と同時に之が販賣組合を設け、更に信用組合を設けて金融を圖つて大に之を獎勵した。

かく計劃を樹立すると共に、一層實業補習教育の改善をして、村に即する人を作ることに力を注ぐことになり、男女の専用教室、家事室、農舍及實習設備を整備し、五箇年計劃に關する農事を實習せしめ、農家の第一線に立たしめることとしたところ、農具改良の篤農家よりは動力農具一切を寄附せられ、電動機を以て之を運轉するやうにし、何時にても生徒をして自由に運轉せしめるやうにしたので、生徒は各自の家より藁を持ち來り、授業前藁打機械にて藁を打つものがあり、玄米を精白にするといふやうなものもあり、之が動機となつて、今日では村内の農家に四十箇所餘り電動機が据付けられるやうになり、藁細工品が著しく發達し、村内に共同仕上場が二個所出來、レツテルを貼つて共同販賣し、信用を高める様に製品を吟味してゐるので、多くの地方は藁細工品の下落して困つてゐるのに拘らず、相當の聲價を保ち相當の利益があ

ることである。

また本村には養豚の篤農家と、養鶏の篤農家とあるが、此の人々も補習學校の方に豚舎と豚鶏舎と鶏とを寄附したので、五箇年計劃の實習が出来るやうになり、また實習田も學校の敷地に引續いて約四百歩程に擴張し、稻作の増收に就き大に力を用ひて實習せしめることとしたので、此の村の稻作は明治四十年頃には反當二石位の收量に過ぎなかつたものが、今日は三石近い收穫に上り、五ヶ年計劃の成績も次に示すやうな成績に上つてゐるので、多くの農村が苦境に悩みつゝある中に在つて、楽しんで其の業に精勵してゐる。

尙村役場及村農會に於ては補習學校と協議の上、昭和二年に村基本調査をなして村に即する教育を行ふ資料を供給してをつたが、昭和五年度には更に個々の農家台帳を作り之を調査して集計したるに、前回より變つた事實を得て、教育資料として之を供給し、一層適切なる教育を行ふやうにしてゐることであつた。

(一) 副業綜合組合年次計劃及結果表

年次	種別	第一年度 (昭和二年)		第二年度 (昭和三年)		豫定實數	豫定實數	工數	園實數	藝實數
		豫定	實數	豫定	實數					
一	養豚	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
二	養鶏	800	800	800	800	800	800	800	800	800
三	養蚕	600	600	600	600	600	600	600	600	600
四	養魚	500	500	500	500	500	500	500	500	500
五	養蜂	400	400	400	400	400	400	400	400	400
六	養蠶	300	300	300	300	300	300	300	300	300
七	養蠶	200	200	200	200	200	200	200	200	200
八	養蠶	100	100	100	100	100	100	100	100	100
九	養蠶	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一〇	養蠶	100	100	100	100	100	100	100	100	100
計		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
收益		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

年次	種別	區名	豫定		實數		豫定	實數		豫定	實數	
			養	實	養	實		實	實		實	實
一	一	一〇	三〇〇	三〇〇	二五頭	二五頭	四,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	七	七	
二	二	二	一,五〇〇	一,五〇〇	一五頭	一五頭	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	七	七	
三	三	三	一,三〇〇	一,三〇〇	一〇頭	一〇頭	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	七	七	
四	四	四	一,三〇〇	一,三〇〇	一〇頭	一〇頭	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	七	七	
五	五	五	四〇〇	四〇〇	一五頭	一五頭	四,〇〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	七	七	
六	六	六	六〇〇	六〇〇	二七頭	二七頭	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	七	七	
七	七	七	一,六〇〇	一,六〇〇	一八頭	一八頭	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	七	七	
八	八	八	一,〇〇八	一,〇〇八	二四頭	二四頭	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	七	七	
九	九	九	一,三〇六	一,三〇六	一〇頭	一〇頭	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	七	七	
一〇	一〇	一〇	一,一五〇	一,一五〇	一〇頭	一〇頭	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	七	七	
計	計	計	九,七七〇	九,七七〇	一三二頭	一三二頭	三〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	二九,〇〇〇	七〇	七〇	
			四三,〇六〇	四三,〇六〇	七,六四〇	七,六四〇	八八,五〇〇	八八,五〇〇	八八,五〇〇	計	計	
			卵一ヶ四錢とし四圓糞七十錢	卵一ヶ四錢とし四圓糞七十錢	堆肥一,〇〇〇ヶ二十圓	堆肥一,〇〇〇ヶ二十圓	一八十五錢	一八十五錢	一八十五錢	計	計	

年次	種別	區名	豫定		實數		豫定	實數		豫定	實數	
			養	實	養	實		實	實		實	實
一	一	一〇	三〇〇	三〇〇	二五頭	二五頭	六,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	四	四	
二	二	二	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一五頭	一五頭	九,〇〇〇	一〇,〇〇〇	九,〇〇〇	四	四	
三	三	三	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇頭	一〇頭	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	四	四	
四	四	四	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇頭	一〇頭	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	四	四	
五	五	五	九〇〇	九〇〇	一〇頭	一〇頭	六,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	四	四	
六	六	六	二,三〇〇	二,三〇〇	一七頭	一七頭	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	四	四	
七	七	七	一,七〇〇	一,七〇〇	一三頭	一三頭	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	四	四	
八	八	八	一,四〇〇	一,四〇〇	一三頭	一三頭	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	四	四	
九	九	九	一,八八四	一,八八四	一六頭	一六頭	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	四	四	
一〇	一〇	一〇	二,一〇〇	二,一〇〇	一六頭	一六頭	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	四	四	
計	計	計	一〇,一〇〇	一〇,一〇〇	一三二頭	一三二頭	三〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	二九,〇〇〇	七〇	七〇	
			四三,〇六〇	四三,〇六〇	七,六四〇	七,六四〇	八八,五〇〇	八八,五〇〇	八八,五〇〇	計	計	
			廢糞代七十錢	廢糞代七十錢	堆肥二十圓	堆肥二十圓	一貫十三錢二十貫二十圓	一貫十三錢二十貫二十圓	一貫十三錢二十貫二十圓	計	計	

年次	種別	第十四年度		第十五年度		豫定實數	園藝
		豫定	實數	豫定	實數		
一	養鶏	四一〇	二八九	三五	二六	八,〇〇〇	三
二	養豚	二,五〇〇	一,四五〇	二五	二四	三,〇〇〇	二五
三	養工	二,四七〇	一,二二五	一六	一四	三,〇〇〇	二五
四	養園	八〇〇	一,二二五	一〇	一〇	八,〇〇〇	二五
五	養果	一,三〇〇	一,〇三三	三〇	三〇	三,〇〇〇	二五
六	養樹	二,五六六	二,〇八四	四	三	三,〇〇〇	二五
七	養蔬	二,一一〇	一,七六六	九	六	三,〇〇〇	二五
八	養菜	一,八三六	九五五	四	三	三,〇〇〇	二五
九	養計	二,四四二	八六三	五	四	三,〇〇〇	二五
一〇	養計	二,五〇〇	二,五〇〇	三	三	三,〇〇〇	二五
計		一〇,九二六	一〇,九二六	一九,六〇〇	一九,六〇〇	一〇,八〇〇	一九,六〇〇

卵二錢五厘百ヶ二圓五
 廢代七十錢
 十圓堆肥二十圓一頭計五
 一、九錢とし

(II) 生産集計表

年次	種別	養鶏		養豚		養工		園藝		計
		豫定	實數	豫定	實數	豫定	實數	園	藝	
昭和二年	養鶏	二四,六三三	八,〇〇〇	三,八一九	二,〇九八	一七,七〇〇	五五,八〇〇			五五,八〇〇
昭和三年	養鶏	四三,〇〇〇	七,六四〇	八,八五〇	三,一七三	一九,四五六	六二,一七八			六二,一七八
昭和四年	養鶏	四四,四五五	一七,〇六四	一五,四八〇	三,四〇六	三三,五〇三	一〇三,八七七			一〇三,八七七
昭和五年	養鶏	三四,九六六	一九,六〇〇	一〇,八〇九	三,三三七	三三,四七	九〇,九八九			九〇,九八九
計		一四七,〇五四	五二,三〇四	三六,九五六	一二,九一三	八二,六五五	三三,八六四			三三,八六四

(III) 組合歳出決算集計表

年次	種別	養鶏		養豚		養工		園藝		其他		計
		豫定	實數	豫定	實數	豫定	實數	園	藝	其他		
昭和二年	養鶏	四〇	四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇五
昭和三年	養鶏	一〇〇	二六	二六	二〇三	二六	二六	一七	一七	一七	一七	六九〇
昭和四年	養鶏	二〇三	一九〇	一九〇	二〇五	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一,六四三
昭和五年	養鶏	八九	七四	七四	一〇七	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三
計		四三三	四三三	四三三	五二四	五二四	五二四	五二四	五二四	五二四	五二四	三,四一一

農村教育原論終

原訂正

昭和八年二月十二日印刷
昭和八年二月廿八日發行



發兌

東京市四谷仲町三
電話四谷二九九八
振替東京一三一六

同文書院

著者

千葉敬止

發行者

宇野橘
東京市四谷區仲町三丁目廿一番地

印刷者

渡邊一郎
東京市小石川區西古川町二十五番地

印刷所

中外印刷株式會社
東京市小石川區西古川町二十五番地

農村教育原論

定價金四圓八拾錢

IT5L-37

同文書院發行教育圖書

東京帝大教授 文學博士	廣島文理大教授 文學博士	廣島文理大教授 文學博士	廣島大學文理科 教授	東京大學商學科 教授	法政大學 教授	東京女子高等師範 教授	文部省教育官 社會教育	ドクトル・オブ フイロソフキ	東京學校衛生技師 醫學博士
吉田熊次	勝部謙造	清原貞雄	栗田元次	金井浩	城戸幡太郎	堀七藏	長野長廣	大伴茂	岡田道一
女子教育の理念	現代哲學の根本問題	國民道德原論	國史教育原論	郷土教育原論	現代心理學の主要問題	理科教育の眞髓	農村教育新論	職業指導學	日本兒童衛生學
參・八圓 二〇錢	參・八圓 二二錢	四・八圓 二二錢	參・八圓 二二錢	四・二圓 二二錢	參・〇圓 一八錢	貳・八圓 一六錢	參・五圓 二〇錢	六・〇圓 二二錢	參・貳圓 一八錢

終